

2018年度事業計画
(2018年3月19日 理事会決議)

社会福祉法人 宮城厚生福社会

はじめに

私達は法人理念において「赤ちゃんから高齢者まで安心して住み続けられるまちづくり」と定め、日々の社会福祉事業を行っています。現在の社会情勢は、その安心して暮らすことや生きることが脅かされ、制限される状況があります。

現在、憲法を見直ししようとする議論が、これまでも増して急速に進められています。

どうして憲法を変える必要があるのか—その狙いはどこにあるのでしょうか。

その狙いは「海外で武力行使が出来る自衛隊」にあり、「安全保障法制（戦争法）」「日米ガイドライン」「共謀罪」はじめ、この間着々と準備を進めてきた集大成が「憲法改正」にあることが見えます。これらの状況の下、防衛費予算は6年連続5.1兆円を超え、過去最大を更新し続けています。その一方で、社会福祉に関わる細かな予算をそぎ落とし、貧困を助長しています。対話をせずに隣国が互いに軍事拡大を進めても解決には至りません。「対話による解決」「紛争を戦争にしない努力」を求めて運動を進めます。戦争か平和か—戦時中の日本では福祉が真っ先に削られてきた歴史があります。社会保障費を削り防衛費を増額する動きはその前触れを感じさせる状況が続いています。私達の仕事は憲法25条が土台であり、現在の憲法を守ることは、平和を守る上でも、命と暮らしを大切にする施策を求めるものと一体のものであることとしてますます重要さを増しています。

2017年衆議院選挙では、一旦分断しかけた野党共闘が、新たな流れで復活する—この動きからは、市民が政治を動かす時代が到来を意味しています。一つ一つの国民の切実な願いや要求を掲げる市民運動が、政治を動かす原動力となる時代です。引き続き社会保障運動への取り組みを進めます。

介護・保育・障がい・児童と私たちが実施する事業は、社会保障制度の変化のもと年々厳しさを増しています。我が事・丸ごと地域共生社会は、社会保障の解体を進める傍ら、福祉の担い手を住民に押し付けると共に、そこでカバーできないものは民間事業者の参入を促し「経済成長」へとつなげる狙いがあります。運動を進める一方で、地域で困っている方々への役割を果たすと共に、法人に課せられる具体的な経営的課題も乗り越えていかなければなりません。

介護事業では、全国的情勢のとおり人材確保が困難になっており、事業の縮小、休止を余儀なくされています。また、この間の制度改悪により、特養入居を希望しているが、費用負担面で辞退をされるケースが増えています。特養へ「入居したくても入居できない」状況は、待機者が多い状況から、経済的理由へと大きく変化しました。この状況の広がり、事業所の稼働・経営にも大きな影響を与えています。2018年度の介護報酬改定では、0.54%のプラス改定となりました。しかしその内容は「自立支援・重度化防止に資する質の高いサービスの評価+1.0%」「通所介護等の適正化 -0.5%」であり、福祉用具の貸与価格上限設定、

生活援助中心型サービスは利用の制限や単価の引き下げなど抑制を図っています。サービスを利用することでこれまでの生活を継続することが出来る方へ、出来る限り影響の無いように対応していきます。経営的観点からは、「質の高いサービス」を提供するには新たな投資を必要とする事業所がほとんどであり、私たちも同様です。適正化の影響を受けるマイナスの部分が多いという状況は否めません。

保育事業では、昨年4月に岩切たんぼぼ保育園が当法人の6つ目の保育園として開園しました。事業所が増える中で、各園で行ってきた研修を法人全体で行う取組みを進めています。保育事業では管理部の定年退職が続き、この2年間で2名の退職を予定しています。法人の保育理念と実践を改めて見直しながら、保育の質を維持・向上させながら世代交代も進めていきます。保育情勢では、保育士の処遇問題と待機児童の問題は引き続き大きな社会問題となっています。政府は「国を上回る基準を設けている自治体に待機児童が多い」として、保育園の基準引き下げを議論する協議会を各県単位に設ける方針を決めました。これまでも「国基準まで引き下げれば3000人の待機児童が解消する」として、各自治体に申し入れてきましたが、今回は県単位で議論させ基準緩和を進めようというものです。世界から見れば低い状況にある日本の保育基準—引き上げを行い保育の質を維持・向上させながら、保育の担い手を育てる施策こそが現実的です。

障がい者事業については、工房歩歩、障がい児者サポートセンターてとてについては、経営的面から事業の再編の議論を続けてきました。利用者様への影響を最小限に抑える形で移行を進めながら、安定した経営が出来る枠組みづくりを進めます。障害福祉サービスの報酬改定では、0.47%のプラス改定となりました。「食事提供体制加算廃止」の方針が一時出されましたが、当事者の大きな運動があり撤回となりました。この背景には「障害者自立支援法違憲訴訟」での国との基本合意である「当事者の実態と意見を踏まえる」に反していたことがありました。一方で介護保険制度同様、「出来高制」の報酬制度の導入が行われています。これらにあわせた質の向上を行っていくと共に、その影響によって利用者のサービスを受ける権利が損なわれないようにしていく視点が求められています。

児童厚生事業である宮城野児童館の運営についても、一館での運営ということもあり、経験交流ができないなどの困難な状況はありますが、宮城野児童館の運営は高い評価を受けています。今年度もより良い運営を目指して運営していきます。

法人は2018年4月で14施設、職員数450人程の規模になっています。新しい事業所が多いため、職員構成は全体として経験年数が長くありません。私達の法人の理念を継承するためにも、研修制度にも力を注ぎ職員育成に努めながら、人材の定着を図ります。

経営面では、人材の確保が経営に直結する状況となっています。日本全体が少子化に伴う働き手不足という中で、福祉分野で人材を確保するには何をしたらよいか、これまで取り組んでこなかったことにも積極的に取り組んでいきます。賃金、労働形態含めて抜本的改革が必要な時になってきており、労働組合と十分な話し合いが必要になってきています。

2018年度の重点課題

1. 理事会・管理部が人材確保と法人理念に基づく人事育成の先頭に立ちます。理事会・人事部は必要な政策立案を行い、取組みの具体化の提起を行い実践します。
2. 法人全体、各部門、事業別に借入金償還や設備投資が出来る資金の確保を行える経営を追求し、安定した経営基盤を構築する取組を実施します。労務管理やコンプライアンス等を徹底できるよう、管理部・担当者の力量の向上を行います。
3. 管理者が中心となり、理念に基づく実践を追求しながら、職員集団、職場集団づくりと育成を進めます。
4. 社会保障運動を重視し、平和で人々が幸せに暮らせる社会の実現に向けて、広範な団体・個人と共同で運動を進めます。
5. 理事会で決定された事項の執行機能として、常務会、執行管理者会議(施設長会議)、各部・委員会を本部機能として位置づけ、さらに強化します。総務部と財務部を統合し、事務部へと再編し部門横断・全体を統括する仕組みづくりをします。本部事務局の下に、社会保障部、教育研修委員会、人事部、事務部を構成し、各分野、部門での政策や当面する課題について具体的取組と提案を実施します。
6. 法人の理念と歴史を振り返り、世代継承を図ります。理念は全職員参加の下、学習・意見交換を行いながら、現在の組織と社会情勢にふさわしく見直しを行います。

高齢者福祉施設「宮城野の里」

宮城野の里は介護保険制度と同時開所を目標に、1997年から建設計画が持たれ、「地域に根ざした施設作り」をコンセプトに建設されました。介護保険制度の理念である「介護の社会化」に地域からの大きな期待も寄せて頂きながら、法人・民医連を挙げての建設でした。現在でも地域の皆様に様々な形で協力をしていただいています。

介護保険は「介護の社会化」から大きく様変わりしています。今後も地域の皆様に介護保険情勢を分かりやすく伝えながら、地域に根ざした施設として奮闘して参ります。今年度から予防事業については、訪問・通所サービスにて総合事業として自治体事業へ完全移行されます。当施設でも対応への準備を進めると共に、総合事業に関する様々な情報を発信していきます。複合型サービスのメリットと隣接する特養田子のまちがあることを最大限に活かし、より多くの方のお役に立てる仕組みづくりを進めます。

開設より18年が過ぎ、施設設備の老朽化が進んでいます。今期は修繕計画の立案に向けて設計士交え、具体化に向けて検討を進めます。また、現在の法令にあわせた各種マニュアルの見直し、災害時における施設の役割を踏まえたマニュアルの見直しなどが求められています。各部門を超え検討すべき課題については、委員会活動の充実を図る中で、職員間の連携と共有を図ります。

全国的な介護職不足が言われていますが、当施設にて高齢者福祉にやりがいを持ち、専門職として育つことが出来る職場づくり・風通しのよい職場づくり・ここで働く喜びを感じられる職場づくりに努力しながら、地域に役立つ施設作りを進める中で事業展開を図ります。

1. 目標

- ① 利用者様、入居者様の望む生活を支えます。
- ② 地域に貢献できる施設を目指します。
- ③ 誰もが安心して利用できる社会保障制度の実現を求め、社会保障活動に参加します。
- ④ 経営・職員体制含め、安定したサービスを提供できる体制の構築を図ります。

2. 具体的な取り組み

- ① 事業所、部門、委員会にて、事業計画に沿った具体的取り組みを実践します。
- ② 職責者が中心となりケアプランの学習会を開催し、ケアプランに沿った日々の実践に繋がります。
- ③ 田子のまちと協同で地域活動に参加し、要望を伺うと共にそれに応える取り組みを行います。
- ④ 社会保障委員会、職責者を中心に情勢の学習や署名活動などに取り組みます。
- ⑤ 事務部門、職責者を中心に経営の視点を持ち職員が経営に参加できる取組を進めます。

【福田町デイサービスセンターⅠ】

1.目標

①チームで情報の共有化をする為の仕組みづくりを整え、利用者様の満足度を高め、目標達成に繋がられるデイサービスを目指します。

②目標稼働率 90%

2.具体的取り組み

①利用者様のご様子について情報共有する為に、ミーティングノートを活用し、記録します。

②利用者様の個別目標を達成する為に、アセスメントをする仕組みを整えます。

③環境整備を整え、ヒヤリハットに気づく視点を活かし、介護事故を防止します。

④生活相談員は、利用者様、ご家族の状態把握を共有するために、定期的に会議を開催します。

⑤生活相談員は、利用者様、ご家族に関する報告・連絡・相談を共有し、事業所のセールスポイントを外部へ発信できるよう、顔の見える関係づくりをします。

⑥ご家族の気分転換、情報共有の場となれるよう、家族懇談会を年3回開催します。

⑦利用日に空きのある際には、追加利用・振替利用して頂けるよう提案します。

⑧内部研修や外部研修へ積極的に参加します。

3.年間行事計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見会	理念学習・通所介護とは？
5	おやつづくり	ケアプランと個別援助計画について
6	新緑ドライブ	緊急時の対応（事故発生時の対応）
7	おやつづくり 家族懇談会	食中毒予防・感染症対策
8	夏まつり会	倫理・法令順守・個人情報の保護
9	敬老会	身体拘束・虐待防止について
10	芋煮会	認知症ケア①
11	紅葉ドライブ 家族懇談会	認知症ケア②
12	忘年会	緊急時の対応・感染症対策
1	おやつづくり	認知症ケア③
2	節分	認知症ケア④
3	ひなまつり会・家族懇談会	認知症ケア⑤

4.予算 環境物品購入費 内訳： ソファ

年間行事費 60,000（毎月 5,000×12 ヶ月）

職員研修費 25,000

【福田町デイサービスセンターⅡ】

1.目標

- ① 専門性ある認知症ケアを実践する為に、チームで情報共有する為の仕組みづくりを整えます。
- ② 利用者様、ご家族の様々な事情に合わせた柔軟なサービスを提供します。
- ③ 地域の方々、ケアマネージャーなど各関係者から信頼されるデイサービスをつくります。
- ④ 目標稼働率 70%

2.具体的取り組み

- ① 利用者様のご様子について情報共有する為に、日々のミーティングを行います。
- ② 体調変化に早期に気づける為に、表情や行動、些細な仕草の変化の観察や午前・午後のバイタルチェックを実施します。
- ③ 環境整備を整え、ヒヤリハットに気づく視点を活かし、介護事故を防止します。
- ④ ご家族、ケアマネージャー、併用しているサービス事業所や主治医との連携・協力による包括的なケアを実践します。
- ⑤ 認知症ケアについての知識や介護方法などご家族へアドバイスします。
- ⑥ ご家族の気分転換と情報共有の場となれるとう、家族懇談会を年3回開催します。
- ⑦ 利用者様ご家族のニーズに合わせた柔軟な対応を目指します。
- ⑧ 内部研修・外部研修へ積極的に参加します。

3.年間行事計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見ドライブ・誕生会	理念学習・通所介護とは？
5	お食事会・誕生会	ケアプランと個別援助計画について
6	新緑ドライブ・誕生会	緊急時の対応（事故発生時の対応）
7	流しソーメン・誕生会 第1回家族懇談会・運営推進会議	食中毒予防・感染症対策
8	夏まつり会・誕生会	倫理・法令順守・個人情報の保護
9	敬老会・家族懇談会・誕生会	身体拘束・虐待防止について
10	芋煮会・誕生会	認知症ケア①
11	紅葉ドライブ・誕生会 第2回家族懇談会	認知症ケア②
12	忘年会・誕生会	緊急時の対応・感染症対策
1	初詣ドライブ・誕生会	認知症ケア③
2	節分・誕生会	認知症ケア④
3	ひな祭り会・誕生会 第3回家族懇談会・運営推進会議	認知症ケア⑤

- 4.予算 ●環境物品購入費 内訳：テレビ テレビの配線
●修繕費 内訳：
年間行事費 60,000 (月 5,000×12ヶ月)
職員研修費 25,000

【短期入所生活介護施設福田町】

1.目標

- ①取り組みが途中で途切れない様、情報の伝達や共有、実践の評価をし、継続したものになるようにします。
- ②ショートステイでの日中の時間が心地よく過ごせるよう、取り組みます。
- ③忘れ物や返し間違いを減らします。
- ④目標稼働率 98.5%

2.具体的取組み

①について

- ・情報の周知と共有が確実に出来るよう、申し送り表やノートの使用方法について検討します。
- ・取り組みの実践は期間を決めて行い、会議等で評価し、継続できる取り組みにしていきます。
- ・ケアの変更はその都度 24H シートに追加し、記憶に頼らないケアを継続していきます。

②について

- ・日中の過ごし方について、利用者様の要望や意向が実現できるようにすると共に、提案もしていけるようにします。
- ・利用者様に楽しんでいただける行事を行います。

③について

- ・忘れ物チェック表の活用方法を検討し、改善していきます。
- ・荷物チェック表の改善を行います。

④について

- ・安定した稼働となるよう、居宅介護支援事業所との連絡を密にとっていきながら、空床案内については、現在利用されていない事業所にも積極的に情報提供していくようにします。
- ・ご希望日の利用が難しい場合でも他の日程を提案してみる等の利用につながるような案内をしていきます。
- ・毎月定期的にご利用していただける新規の利用者様を 1～2 名獲得していきます。
- ・長期的なご利用を月に 1～2 名確保できるようにします。

3.年間計画

月	行事	会議学習内容
4	お花見	新入職員研修、ショートステイとは
5	おやつ作り	認知症ケア
6	おやつ作り	倫理・法令遵守・個人情報の保護
7	夏祭り	食中毒予防・まん延防止
8	流しそうめん	身体拘束
9	敬老会	事故発生予防・再発防止
10	カラオケ大会	非常災害時対応
11	紅葉ドライブ	
12	忘年会	感染症予防・まん延防止
1	新年会	2018年度総括・次年度計画
2	節分	
3	ひな祭り	

4.購入希望品

- ・レースカーテン
- ・フロア用椅子
- ・クッション
- ・足元センサー

【ケアハウス宮城野の里】

1、目標

- ① 1人ひとりの心身の状況を把握し、健康で自分らしく安心した生活が送れるように支援します。
- ② 職員の質の向上に努めます。

2、具体的な取り組み

- ① 緊急時や状態変化の際にも相談、協力依頼できるように、保証人、ご家族、ケアマネジャーと連携を図ります。
- ② 個別にどのように生活したいか伺い、処遇計画に反映させ支援します。
- ③ 懇談会などで事故防止のための環境整備や介護予防について情報提供や勉強会を実施します。
- ④ 入居者様からのご意見、ご希望を取り入れ興味もてる行事計画やサークル支援を行っていきます。
- ⑤ 内部研修に取り組み、外部研修にも積極的に参加し現場で活かします。

3、年間計画

月	内容	月	内容
4月	お花見ドライブ	10月	芋煮会
5月	親睦会	11月	秋刀魚焼、秋のドライブ
6月	ケアハウス懇談会 グルメドライブ 学習会（食中毒予防）	12月	ケアハウス懇談会 学習会（感染症予防） クリスマス会
7月	ビアパーティー	1月	新年会
8月	親睦会	2月	豆まき
9月	ケアハウス懇談会 敬老会	3月	ケアハウス懇談会 ひな祭り会（お茶会、歌の会）
毎週（木）カラオケサークル、職員による喫茶店 毎週（金）コーラスサークル			

4、予算（修繕、購入）

- ・居室エアコン（4台）
- ・プリンター
- ・ウッドデッキ
- ・廊下カーテン

【福田町地域包括支援センター】

1. 目標

「年を重ねても安心して暮らせる地域」を目指し、地域の実情把握と関係機関との連携に努めます。また、介護保険や総合事業では、職員が専門職としての質を向上させ、利用者様がその方らしい生活が継続できるように支援していきます。

2. 具体的な取り組み

① 早期の相談に結びつけるために

- ・地域の商店や金融機関などに包括の周知を行うことで、早期に相談しやすい環境を作っていきます。
- ・地域の活動や各関係団体の会議などに積極的に参加します。

② 認知症の普及啓発と早期相談・本人や家族支援のために

- ・認知症カフェ（ひまわりカフェ）を、地域のボランティアの協力を得て継続していきます。
- ・認知症サポーター養成講座や介護予防教室を開催し、認知症の普及啓発を進めます。
- ・地域密着型事業所との「認知症の人と地域を支える会」を継続し、認知症の

普及啓発や地域に関する情報交換を行います。

- ・地域ケア会議（個別ケア会議）を必要に応じて行います。
- ③ 地域の実情把握と地域における支え合いの体制作りのために
 - ・地域の活動や各関係団体の会議などに積極的に参加します。
 - ・包括ケア会議は各小学校区（3回）と全体会（1回）を開催します。
それぞれの会議が連動して地域づくりに向けて機能できるようにしていきます。
 - ・広報誌を年4回作成しPRに努め、包括の周知を行います。（5・9・12・3月）
- ④ ケアマネ支援のために
 - ・年2回、ケアマネ向けの学習会を開催します。
 - ・ケアマネカフェを高砂包括と合同で行います。
 - ・支援困難事例に対して地域ケア会議を開催することで、支援の方向性の整理や確認などケアマネ支援に繋がります。
- ⑤ 権利擁護の普及啓発のために
 - ・年2回研修会を開催します。地域の方に多く参加してもらえる様PRを行います。
 - ・消費者被害についての啓発を行います。
- ⑥ 介護予防のために
 - ・介護予防教室年20回開催します。会場は自主サークルのない地域で重点的に行います。講師としては今後のネットワークも考慮した人選をします。
 - ・介護予防自主サークルや地域の運動教室の支援をしていきます。
- ⑦ 職員の質の向上のために
 - ・専門職としての質向上とスキルアップに繋がる内容の研修に積極的に参加します。
 - ・研修や会議を通して、他の専門職の仕事を知ることチームとしての質の向上を目指します。
- ⑧ その他
 - ・相談を積極的に介護予防プランや介護予防ケアマネジメントにつなげていきます。
 - ・介護予防教室や実態把握など実績としても安定できるように企画運営します。
 - ・地域の状況や課題、地域の事業所の状況や行政の情報などを随時情報提供します。
 - ・社会福祉士の実習生を受け入れます。

3. 年間計画

月	内容	
4月		
5月	広報誌	
6月	包括ケア会議	介護予防教室（20回）
7月	地域ケア会議	認知症サポーター養成講座（3回）
8月	包括ケア会議	ケアマネ学習会（2回）

9月	広報誌	権利擁護学習会（2回） 認知症カフェ（1回/月） 堀切茶話会（1回/2か月） 自主サークル支援（立ち上げも含む）
10月		
11月	地域ケア会議、包括ケア会議	
12月	広報誌	
1月		
2月	包括全体会議、	
3月	地域ケア会議、広報誌	

【居宅介護支援 宮城野の里】

1. 目標

- ① 地域に開かれ、ご利用者に選ばれる介護の相談窓口・事業所を目指します。
- ② 特定事業所として、地域のケアマネジメント機能向上の取り組みを行います。
- ③ ケアプラン作成数は運営基準上限を目指します。

2. 具体的取り組み

- ① 事業所全体として
 - 印象を良くする為、丁寧に親切な応対や、説明の解り易さの向上を図ります。
 - エリア訪問を定期的に行い、関係機関との顔の見える関係を作ります。
 - 事業所全体の情報共有を強化し、担当不在時の相談や連絡調整を適切に行います。
 - 事故や苦情を未然に防ぐ為、ヒヤリ・はっと事例を多く集め、毎月振り返ります。
 - 全職員の主体的な参加による効果的な会議を運営します。
 - 特定事業所としての地域での役割を果たす為、地域包括支援センター等が実施する事例検討会等へ参加や、他法人の居宅介護支援事業所との事例検討会の実施、他法人の小規模事業所に対する支援等を行います。
- ② ケアマネジャーとして
 - サービス選定時の支援を適切に行い、中立公正なケアマネジメントを確保します。
 - 医療との連携を強化します。（入退院時、ターミナル期、平時からの情報伝達等）
 - プラン目標の達成に向けたご本人やご家族、各サービス、ケアマネジャー其々の取り組みが共有され、意識やケアの統一が図れるよう、相談や連絡を密に行います。
 - 取り組んだ支援困難事例をまとめ、発表します。

3. 年間行事・研修等

5月	「倫理・服務」研修	1月	年度振り返り、育成面談、次年度事業計画
6月	「個人情報保護」研修	2月	事業報告
7月	「虐待防止・権利擁護」研修	毎月	運営基準点検

9月	上半期総括	毎月	リスクマネジメン
10月	「感染症対策」研修・上半期報告	随時	内部監査（県連又は事業所内）
11月	意向・満足度調査実施	随時	「認知症ケア」研修（プラン演習）
12月	意向・満足度調査報告・個別研修計画作成	随時	「安全運転」研修

4. 購入物品等

品名		金額	品名		金額
ガストープリース	1台		予防システム導入	全台	
ブラインド買換え	全部		エアコン洗淨	全台	
相談室用の机の購入	1台		窓洗淨	全部	

【ヘルパーステーション宮城野の里】

5. 目標

- ① 利用者様やケアマネジャーが期待するイメージと提供するサービスが一致し「ここを選んでよかった、ここに頼めば安心」と思っただけの事業所を目指します。
- ② 短時間ケアの中でも、24時間に目を向けて、できないことを補うだけでなく、できることの維持と可能性を引き出し、自立度が高まっていくサービスを提供します。
- ③ 職員数を最大限に活かして、毎月418件の訪問と1,504千円の収入を目指します。

6. 具体的取り組み

- ① について
 - ご利用者様に対し、契約やサービス内容、介護保険適用の有無等を丁寧かつわかりやすく説明し、また、利用するサービスを、事前に正しくイメージして頂ける様にします。
 - サービス提供責任者は、利用中の様子を実際に確認して、モニタリングを行います。
 - 家具や備品等の取扱いには十分注意し、後片付けや後始末も丁寧に行います。
 - 言動には細心の注意を払い、ご利用者様の自尊心や羞恥心、個人情報等を厳守します。
 - 小さなミスやご要望でも全体で共有し、重大な事故や苦情の発生を防ぎます。
- ② について
 - アセスメントを丁寧に行い、生活スタイルや家屋状況、一人でできること、共に行えばできること、代行が必要な部分等、支援や介護が必要な部分をより明らかにします。
 - サービス担当者会議には、サービス提供責任者とヘルパーの二人一組で参加します。
 - 自立への呼びかけや支援の内容、それに対するご利用者様の関心度や身体の動き、環境面の問題等々、観察した結果をしっかりと記録に残し、明日の支援に繋がります。
 - 申し送りは口頭だけで済ませず、文書等の確実な方法にて行います。
 - 身体介護として区分される「自立生活支援のための見守りの援助」の技術を磨きます。

7. 年間行事・研修等

4月	今年度事業計画・目標の確認 「介護保険制度・訪問介護」研修	11月	研修「感染症・食中毒予防と蔓延防止」 意向・満足度調査実施
5月	「倫理・サービス・法令遵守」研修 「個人情報の保護」研修	12月	「接遇・コミュニケーション」研修 意向・満足度調査報告 個別研修計画
6月	「事故・急変時の対応手順」研修	1月	年度若干の総括・次年度計画案
7月	「非常災害時の対応手順」研修	2月	育成面談
8月	「身体拘束及び虐待防止・権利擁護」研修	3月	事業報告
9月	上半期総括	毎月	事故・苦情防止活動
10月	上半期報告	随時	「安全運転」研修

各部門

【 食養 】

1. 目標

- ① 利用者、入居者様に喜んでいただける食事作りを目指します。
- ② 安全で衛生的な職場環境を作ります。
- ③ コスト管理を徹底します。

2. 具体的な取り組み

- ① 利用者、入居者様に喜んでいただける食事を提供します。
- ② 食事アンケートを行い利用者、入居者様の要望に応える食事を提供します。
- ③ 配膳などの時に利用者・入居者様の食べているところに伺い、食事についての感想をお聞きします。
- ④ 利用者、入居者様の食べやすい食事にこだわります。
- ⑤ 利用者、入居者様の希望する時間に食事を提供できるようにします。
- ⑥ 利用者様の身体状況に合わせた介護食・療養食を看護職・相談員と連携し提供します
- ⑦ 調理方法のコツ、食材の特徴など献立表で紹介していき、宮城野の里の食事についても情報を発信していきます。
- ⑧ 「嚥下調整食分類 2013」の基準に合わせた嚥下調整食を作成するために、学習会などに参加し、基準作りに努めます。
- ⑨ 圧力鍋、二度炊き、凝固剤を使用した調理の勉強会をします。
- ⑩ 年間の掃除計画を作成して、大掃除を実施します。また、日々の清掃も掃除表に合わせ毎日行います。
- ⑪ 食材の納品時の温度管理と品質管理及び記録を徹底します。
- ⑫ 季節ごとに安価で新鮮な食材の購入に心がけます。

3. 会議等の取り組み

月1回会議を開催して意見交換し、チームワーク良く仕事をします。

年間計画

月	内容		内容
4月	観桜の食事会	10月	芋煮会、サンマ炭火焼大会
5月	端午の節句、宮城野寿司開店	11月	宮城野寿司開店
6月	ステーキ祭り	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	新年会
8月	流しソーメン、御盆	2月	ステーキ祭り
9月	敬老週間	3月	雛祭り会

*この他、各事業所で季節に合わせた食事イベントを

【 事務部門 】

1. 目標

- ・施設の基本方針の実現に向けて職員をバックアップします。
- ・各事業所、部門と協力し経営の安定化を図ります。
- ・「実務力」「政策力」「組織力」の向上に努めます。
- ・パブリックスペースを含めた環境整備に取り組みます。

2. 具体的取り組み

- ・「施設のかお」としての意識を持ち接遇・マナーのy h向上に努めます。また、利用者様とのかかわりを積極的に作ります。
- ・稼働状況・予算差・前年比など経営状況を分かりやすく伝え、経営の改善、安定化に努めます。
- ・設備・備品の老朽化に伴い、修繕計画を作成し、利用者様・入居者様にとって快適な生活空間が作れるようにします。
- ・事務会議を毎月開催し、必要事項やスケジュール確認、学習、定期的な振り返り等を行い連携強化に努めます。
- ・季節に応じた飾りつけや植物など、パブリックスペースの環境整備を進め、利用者様・入居者様に目で見え楽しむ環境を作ります。
- ・社保運動や学習会などに積極的に参加し、地域や職員に伝える役割、運動を組織し推進する役割を担います。

介護老人福祉施設十符・風の音

地域密着型特別養護老人ホーム風の音サテライト史

介護保険の改悪が続き、介護業界不調の波は否応なしに風の音にも影響を与えています。人材不足や利用率の低下により、2017年度は短期入所の定員を20名から10名に減らしました。職員の奮闘もあり稼働率は安定しています。しかし、通所介護では利用者数が伸びず、予算未達、長期入居でも入院や退居が続き、これまでにない苦戦を強いられています。また2016年4月に開所したサテライト史では、介護職員の不足により10床分が未だ開所ができない状況となっています。地域から早期開所の要望も寄せられていますが、応えることができない現状が続いています。

2018年度は4月に介護報酬改定がありますが、加算による報酬の上乗せが基本なので、人員確保が困難な状況下において収入増の見込みは低いと考えられます。利用者数や入居申込者数が減少する昨今、現在ご利用頂いている方々がより長く現状維持できることを目標とし、多部署と協力し体調を保つことや事故を減らす取り組みを強化していきたいと思えます。

施設の5年後、10年後を見据え、地域分析を行いつつ施設の在り方を検討し、今まで築き上げてきたものだけに固執することなく、柔軟に対応していきたいと思えます。

1、目標

- ・基本理念を中心に、施設をご利用される方々にとって安心できる場所になります。
- ・安定した施設経営を目指します。

2、具体的な取り組み

- ①多部署と協力しご利用されている方々の健康維持に努めます。
- ②各委員会よりマニュアルの見直しを図り、ケアの質向上に取り組みます。
- ③ヒヤリハットを活用し、重大事故を減らす取り組みを強化します。
- ④職員が健康で働き続けられるよう、職場環境を整えます。
- ⑤各部署予算達成のための検討を毎月行います。
- ⑥地域の方々との連携強化のため、広報やボランティア活動を行います。
- ⑦各種法令を遵守します。
- ⑧社会保障運動に取り組みます。

I 各事業所

[1-1 長期入居相談員]

1、目標

基本理念にある、実現の場・やすらぎの場・集いの場を目指します。

2、具体的な取り組み

- ①入居者がより良い暮らしを送れるよう、ご家族のお力添えをいただきながら暮らしに寄り添います。
- ②地域やボランティアとの関わりを持ち、豊かな・地域に根付いた暮らしの提供を行います。
- ③知り得た情報はパソコンやノート、担当者会議などで伝達し、関わる職員全員が共有します。
- ④事故の要因を追求し、対策・チームアプローチを図ります。
- ⑤さまざまな研修に参加することで、高齢者介護に対する知識や技術を高めます。
- ⑥ユニット全職員がユニットの課題を見逃さず、進んで課題解決に取り組む姿勢を持ちます。

[1-2 施設ケアマネジャー]

1、目標

入居者の自己決定・選択(自立支援)が尊重されるケアマネジメントを展開します。

2、具体的取組

- ①日頃の観察、入居者やご家族からの聞き取りを通して情報を収集します。収集した内容を基にニーズを抽出し、担当者会議等の場で共有します。会議では、ニーズが本当に入居者の視点になっているか、再検討します。
- ②「自立支援」については、身辺自立(自分の身の周りのことができる)だけの議論にならないようにします。特に人格的自立(自己決定・選択)と社会的自立(道徳を身につけ社会貢献できる)も重視します。自立を促進させるためにも、地域資源(ボランティア、地域住民等)を活用します。
- ③本人の声(意向)を重視します。重度の認知症で自分の意思を発することができなくても、現在までの生活歴、過去の発言、表情やしぐさ等を総合的に考慮しながらアセスメントを行い、本人視点のニーズを導きだします。また、代理決定者が本人の意思をくみ取れるように日頃の暮らしの様子等の情報を提供します。
- ④ケアマネジメントに関する外部研修には必ず参加します。また、「自己決定」「認知症高齢者の権利擁護」に関する知識等を深めるため、社会福祉士会や弁護士が主催する外部研修にも積極的に参加します。

[1-3 リーダー]

1、目標

働きやすい環境づくりに努めます。

2、具体的取組

- ①リーダー会議にて各部署の報告やリーダー同士が抱えている悩み、施設全体で改善しなければならない問題をその場で話し合い解決します。
- ②ご家族からの意見や大きな事故に関して報告し、原因や対策など情報共有をして話し合います。
- ③他施設への見学を計画、実施し、日頃のケアと知識を深めます。またリーダーがユニット職員に情報を伝達し共有します。

[2 短期入所生活相談員]

1. 目標

利用者、ご家族の満足に繋がるショートステイを目指すと共に、ケアマネジャーとの情報共有、連携を図り在宅と変わる事のないケアを提供していく

2、具体的取組

- ①利用にあたり、本人様やご家族の思いを聞き取り、安心して利用に繋がられるように努めます。ケアマネジャーとも情報共有し、選ばれるショートステイになるように努力し、稼働に繋がります
- ②利用者、ご家族ケアマネジャーの声を大切に、見直すべき所は改善、良い所は向上に繋がるよう努めていきます
- ③外部の研修への参加を積極的に行いスキルアップに繋がります
- ④記録の充実を図り、利用の様子を分かりやすくお伝えします

[3 通所介護]

1、目標

・笑顔で穏やかに過ごしていただける空間づくりに努め、おひとりおひとりに合わせたケア内容を職員間で検討します。

・様々な行事等を計画し、家庭での生活とは違う刺激のある時間を提供します。

2、具体的取り組み

- ①定期的に職員間で話し合いを持ち、利用者の状況に合わせて統一したケアを提供します。また、家族からの要望やこちらでの様子をケアマネジャーや家族に伝えることで、家族の疑問や不安を解決できるよう取り組みます。
- ②ボランティアさんによる演芸や習字教室等へ定期的に参加していただくことで、楽しみを持って利用出来るように図ります。地域との関わりを大切にします。

③職員間で苦情や事故内容について真摯に話し合い、原因を分析し対策に取り組み今後のサービス向上に活かせるよう努めます。また、整理整頓に努め安心して穏やかに過ごしていただける空間づくりに取り組みます。

④利用者のライフスタイルに合わせた送迎時間を検討し、馴染みの方を作る手助けを行い、利用の際、楽しみを見出せるように図ります。また、入浴時や排泄の際はもちろんのこと、何気ないやり取りの際も利用者の羞恥心やプライバシーに配慮します。

⑤職員のスキルアップのため、内・外部研修に積極的に参加します。

[4-1 サテライト史]

1、目標

笑顔を増やします。

2、具体的取組

- ・呼んでくれたら「ありがとう」と声をかける運動を行います。
- ・楽しめる企画を計画していきます。
- ・必要時、協力ユニット会議を開催します。
- ・地域やボランティアとの関わりを作り、つながりを増やして行きます。
- ・不安な知識や技術をそのままにせず、学習・実技を行います。
- ・事故対策委員会、身体拘束廃止検討委員会、感染症・褥瘡予防委員会、身体拘束廃止検討委員会、誤薬撲滅委員会を毎月1回開催します。
- ・事業報告会を開催します。

2018年度学習会予定	
4月：避難訓練	10月：避難訓練
5月：救命救急講習	11月：事故（リスクマネジメント）
6月：食事・感染（食中毒予防）	12月：医務（医療関係） 感染（褥瘡）
7月：事故（身体拘束）	1月：ボラ（ボランティア）
8月：安全（ターミナル・精神的ケア）	2月：安全（非常災害時の対応）
9月：リーダー（プライバシー）	3月：

学習会は、本体施設、十符・風の音で行われるものへ参加していきます

[4-2 サテライト史施設ケアマネジャー]

1、目標

わかりやすく、話しやすいサービス担当者会議を開催します。

2、具体的取組

①サービス担当者会議を入居者の状態に合わせて開催します。

(ア)介護保険更新時期

(イ)6ヶ月に1回

(ウ)入院後の状態変化があったとき

- ②サービス担当者会議の進め方を、わかりやすくするために、ケアプランに沿った進行へ見直しを行います。
- ③毎月の介護支援経過を行います
- ④入退院時のモニタリングを行い、必要時ケアプランの見直しを行います
- ⑤多職種が参加できないときに、情報を事前に集約し、会議の中で伝えます。
- ⑥入居者の状態、家族の意向を確認し必要と思われるときは、嘱託医へ連絡し話し合いの場を設けます。

Ⅱ 各部門

[1 医務]

1、目標

入居者様・利用者様が、健康で安心安全安楽に生活できるよう援助していきます。

2、具体的取組

- ①サービス担当者会議に参加し、他職種との連携を密にし、小さな気付きも共有できるように努めます。
- ②囲い担当制・ユニット会議への参加をし、利用者様の状態を把握して常に相談し合える関係を築きます。
- ③利用者様の状態変化や事故発生時など医療的な処置や対応が必要な時は、速やかに嘱託医に報告・指示を仰ぎ、ご家族へ説明・対応出来るよう処置や説明など記録に入れ努めます。
- ④定期的に救命救急の講習会を行います。

[2 機能訓練]

1、目標

入居者の機能維持向上を図ります。

2、具体的取組

- ①3 か月毎に機能訓練計画書を作成します。
- ②機能訓練計画書作成時に囲職員と入居者様の身体状況を確認・把握、評価を行い、今後の計画実施について、どのようにしていくか話し合い、入居者様の生活に合わせて行っていくように努めます。

[3 食養]

1、目標

- ・ご利用者の食への意欲が向上出来るような食事を提供します。
- ・安全面を考慮して日々の業務を行います。

2、具体的取組

①個々のご利用者の状況に合わせた食事の提供をします。

・ご利用者の食事状況の観察や他職種との情報共有を通して個々に合わせた食事提供が出来るように努力します。

・嗜好調査を行い、利用者の嗜好に合った食事を提供できるよう献立内容を検討します。

②食事内容の改善に努めます。

・カメイの食事だけではなく生協の食材も組み合わせ、メニューのマンネリ化を改善していきます。

・現状の食事では手作り感が感じられない為、家庭料理の温かみを感じて頂けるような手作り料理も定期的に提供できるように努力をします。

・既製品のおやつだけではなく、生果物等もレパートリーに加えていきます。

・みそ汁の具がワンパターンなため、生野菜も取り入れていきます。

③安全面を考慮して食事提供をしていきます。

・前年度は異物混入や禁食提供し忘れが何度かあったので、作業後は再チェックを徹底し、緊張感を持って作業を行います。

・パート職員の人員体制が変わった為、作業工程表の見直しを行います。

・これから厨房での下処理・調理作業が増えるため、汚染・非汚染の区域や工程を分けて作業を行い、食中毒が起きないように注意します。

④行事予定

・食養会議の開催（1～2か月に1回）

・行事食の提供

[4 ボランティアコーディネーター]

1、目標

・入居者の楽しみが増えるよう個人ボランティアを増やしていきます。

・地域との交流を大切にし、連携を図っていきます。

2、具体的取組

①ボランティア委員会と協力しながら、職員と一緒に地域活動に参加し、良い関係を築いていきます。

②毎月おたよりを発行し、地域の方々にも施設に来やすい環境を整えます。

③ボランティアの必要性について、職員へ伝え、利用者の日常の中での楽しみや社会とのつながりを築いていきたいと思えます。

④年1回外部研修に参加します。知識を深め、職員へ伝えていきます。

⑤ボランティア登録者も高齢化しており、来所人数も減っています。利府町のいきいき活動事業に登録している方にも声がけをし、新規ボランティアを増やしていきます。

[5 LSA（ライフサポートアドバイザー）事業]

1、目標

町営住宅に住む高齢者世帯の方々に必要なサポートができるよう、利府町との連携を図ります。

2、具体的取組

- ①葉山シルバーハウジングは、毎週月～金（祝日を除く）、その他の利府町営住宅は月1回訪問を行い、入居されている方の健康状態を確認し、毎月利府町へ報告します。
- ②年4回、利府町都市整備課、保健福祉課、地域包括支援センターとのLSA定例会議に参加し情報共有を図ります。
- ③住宅訪問時の相談に対応できるよう、介護保険や生活保護などの知識を深めます。

[6 事務]

1、目標

入居者、利用者、ご家族、職員の問い合わせに、どの職員でも対応できるように情報共有を行います。

2、具体的取組

- ①施設設備修繕等について、申し送りノートを作成し、共有し、忘れることなく、確実に応えられるようにします。
- ②事務作業の手順書を作成し、どの職員でも作業が行えるようにします。

2018年度年間計画予定

	施設	委員会	学習会	地域	長期入居部門	短期入居部門	通所介護部門
4月	辞令交付式 避難訓練 医務：胃ろう交換	*各委員会月1回定期開催 *入居判定委員会随時開催 *ボラ：毎月風の音たより発行 *事対：毎月車いす点検 安衛：職場巡回、腰痛予防ベルト配布 食中毒・感染症予防及びまん延防止検討委員会 事対：ベッド点検 食事：マニュアル確認	管理者：防災について	町内会総会 LSA定例会議 葉山保育園入園式	お花見	お花見	お花見ドライブ
5月	ご家族事業報告会 入居者定期健診	安衛：職場巡回 事対：杖・歩行器点検 社保：財政活動・国会要請行動	事対：搜索訓練		あやめ祭り 菖蒲湯 お茶会 個別外出 おやつ作り	あやめ園外出 菖蒲湯	大人の運動会
6月	前期ユニットリーダー研修 6/12～14座学	安衛：職場巡回 事対：手すり点検 社保：財政活動、平和行進 ボラ：マニュアル見直し	食事：食中毒予防について	町内会清掃活動	家族懇談会 あやめ祭り 個別外出 ドライブ	ドライブ外出	お出かけ
7月	前期職員健康診断 ユニットリーダー研修実地 研修7/3～4週24名受入	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対：椅子・テーブル点検 社保：原水禁壮行会 ボラ：施設周辺ゴミ拾い	事対：身体拘束廃止について	LSA定例会議 町内会清掃活動	個別外出 おやつパーティー ドライブ かき氷 花火	手作りうちわ	流しそうめん
8月	風の音ふれあい祭り 前期ユニットリーダー研修 8/7～9座学9/4～4週20名	安衛：職場巡回 事対：ナースコール点検 社保：原水禁世界大会	安衛：ターミナルケア・精神的ケアについて	町内会夏祭り	花火大会 スイカ割り 個別外出	花火大会	外食
9月	全職会議 事業計画中間報告書作成 ユニットリーダー研修実地 研修9/4～4週24名	安衛：職場巡回 事対：ベッド点検 ボラ：施設周辺ゴミ拾い 食事：嗜好調査 社保：財政活動	医務：医療関係について	町内会清掃活動	敬老会 食事会	敬老会 園芸センター 外出	敬老会
10月	避難訓練・消火訓練（夜間想定） 他施設見学 医務：胃ろう交換	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対：杖・歩行器点検 社保：国民大集会 ボラ：ボランティア交流会	事対：搜索訓練（夜間想定）	LSA定例会議	個別外出 お月見 芋煮会 ハロウィン	お買い物外出	芋煮会
11月	職員面談 後期ユニットリーダー研修 医務：インフルエンザ予防接種 レッツトライヘルス	安衛：職場巡回 事対：手すり点検 社保：福祉ウェブ、財政活動	感褥：感染予防、褥瘡予防について	中学生キャリアシンプ	鍋 紅葉狩り 芋煮会	紅葉ドライブ	お出かけ
12月	レッツトライヘルス ストレスチェック 入居者定期健診	安衛：職場巡回 事対：椅子・テーブル点検	リーダー：認知症について		クリスマス会 忘年会 柚子湯	クリスマスリース作り 柚子湯	クリスマス会
1月	後期職員健康診断 事業計画作成 利府町入札参加（委託事業）	安衛：職場巡回 食中毒・感染症予防及びまん延対策委員会 事対：ナースコール点検 社保：財政活動	ボラ：ボランティアについて 事対：リスクマネジメントについて	LSA定例会議 町内会廃品回収	新年会 初詣	消しゴムはんこ作り 初詣	新年会
2月	委員会編成 ユニット費交渉 利府町都市借受申請	安衛：職場巡回、ストレスチェック 事対：ベッド点検			節分 バレンタイン	鍋パーティー	
3月	全職会議 事業報告作成 LSA契約	安衛：職場巡回 事対：杖・歩行器点検 社保：ピクニック集会	管理者：職業倫理と法令遵守について	葉山保育園卒園式	ひな祭り 個別外出	ひな祭り	桃の節句

事対：事故対策・身体拘束廃止検討委員会、安衛：安全衛生委員会、ボラ：ボランティア委員会、感褥：感染予防・褥瘡対策委員会、食事：食事委員会、社保：社会保障委員会

デイサービスセンターくりこまの里

2018年度の介護報酬改正では、サービス提供時間区分の見直しによる、基本報酬の引き下げがあり、経営にも大きな影響があると考えられます。一方で、通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入による、機能訓練が着目されています。機能訓練についてどのように考えていくかも課題の一つです。

空き屋プロジェクトについても、利用者はもちろん地域の方々とのコミュニティーとして活用できるよう、様々な取り組みを実施していきたいと思えます。

利用者が満足するサービス提供が実現できるよう、職員一丸となり目標に取り組んでいきます。

また、利用者・家族が安心して過ごせる社会を目指すため、社会保障活動も積極的に取り組んでいきます。

2018年度目標

1.サービスの質の向上を図ります

- ・職員一人ひとりが役割を意識し、協力のもと目標に向かっていけるよう組織強化を目指します。
- ・利用者のニーズを把握し対応できるよう、様々な活動を考慮します。
- ・利用者が満足するサービスを追求します。

2.安定した経営を目指します

- ・安定した稼働率が確保できるよう外部へ働きかけます。
- ・職員が経営状況を理解できるよう、経営の見える化を図ります。
- ・収支のバランスを考慮した施設運営をします。

3.社会保障に取り組めます

- ・様々な活動をとおり職員の意識向上を目指します。
- ・社会情勢に目を向け職員、地域へ発信していきます。

4.法令を遵守します

2018年度 職員研修

- 5月 インシデント学習会
- 6月 感染症対策学習会
- 10月 身体拘束学習会
- 1月 高齢者虐待学習会

【デイⅠ】

1,目標

- ・稼働率 80%
- ・利用者の自己選択、自己実現できるサービスを実践します。
- ・運動や活動を通じて、自然に集まる和みの空間を提供します。

2,具体的な取り組み

- ・利用者の意見を反映した活動を実施します。
- ・リハビリ体操やラジオ体操に積極的に参加できるよう働きかけます。
- ・リズム体操等を取り入れ、楽しみながら身体を動かす機会を提供し、機能維持・低下防止に努めます。
- ・月1回会議を開催します。

3,2018年度 活動予定表

4月：お花見ドライブ	10月：運動会／紅葉ドライブ
5月：ピクニック／花植え	11月：花植え／中学生との交流会
6月：新緑ドライブ	12月：クリスマス会／忘年会
7月：七夕	1月：新年会
8月：夏祭り（中庭を使う）	2月：節分／バレンタイン／吊るし雛見物
9月：長寿を祝う会／お月見	3月：ひな祭り

【デイⅡ】

1,目標

- ・稼働率 60%
- ・利用者が安心して過ごせる環境をつくります。
- ・利用者の情報を収集・共有し、統一したケアをします。

2,具体的な取り組み

- ・利用者一人一人と向き合い、興味や得意な事を引き出し、個別ケアを実践します。
- ・落ち着いて過ごせる居心地のよい環境をつくります。
- ・おやつ作り等、利用者が楽しいと感じられる活動を行います。
- ・利用者の情報を収集し、ケース記録へ残し共有します。
- ・体操やゲーム等を通じ、機能維持・低下防止に努めます。
- ・月1回会議を開催します。

3,2018 年度活動予定

4月：お花見ドライブ	10月：運動会・紅葉ドライブ
5月：花、野菜植え	11月：家族会
6月：ドライブ遠足	12月：クリスマス会・鍋パーティー
7月：清涼会（かき氷、アイス）	1月：新年会
8月：夏祭り	2月：節分（豆まき）
9月：敬老会・お月見	3月：お雛様見学

【医務】

1,目標

- ・誤薬「ゼロ」を目指します。
- ・家族との情報交換を密に行い、利用者の体調の変化に留意します。

2,具体的な取り組み

- ・薬袋を確実に活用し、確認動作を着実にを行い、特に内服時の確認は複数の職員が連携し行います。
- ・一人ひとりの健康状態の把握に努めます。

3.2018 年度活動予定

4月：ミニ講話（レタス）、リズム体操	10月：ミニ講話（サトイモ）、リズム体操
5月：ミニ講話（にんにく）、リズム体操	11月：ミニ講話(かぶ)、リズム体操 インフルエンザ予防
6月：ミニ講話（かぼちゃ）、リズム体操 食中毒(ノロウイルス)予防	12月：ミニ講話（こまつ菜）、リズム体操
7月：ミニ講話（マッシュルーム）、リズム体操	1月：ミニ講話(ごぼう)、リズム体操
8月：ミニ講話(トマト)、リズム体操	2月：ミニ講話(はくさい)、リズム体操
9月：ミニ講話（えだまめ）、リズム体操	3月：ミニ講話（しいたけ）、リズム体操

【居宅】

1,目標

- ・介護保険の改正点を熟知し、法令順守に努めます。
- ・利用者、家族に適切なサービスの提案、情報提供を行い在宅生活の支援を行います。

2,具体的取り組み

- ・研修への参加を通し、介護保険情報を周知していきます。
- ・個別ニーズを支援できるよう、関係事業所との連携を強化します。

- ・利用者、家族との信頼関係をつくり、在宅生活の支援者として適切な業務遂行を行います。
- ・事業所内、併設施設との協力体制を強化していきます。

3.2018年度 活動予定表

4月：居宅会議	10月：居宅会議
5月：居宅会議	11月：居宅会議
6月：居宅会議、栗駒・鶯沢地区CM連絡会	12月：居宅会議、栗駒・鶯沢地区CM連絡会
7月：居宅会議	1月：居宅会議
8月：居宅会議	2月：居宅会議
9月：居宅会議、栗駒・鶯沢地区CM連絡会	3月：居宅会議、栗駒・鶯沢地区CM連絡会

上記のほか、各種研修会参加予定。

介護老人福祉施設 田子のまち

今年介護保険報酬改定の年です。マイナス改定ではないものの、厳しい情勢に変わりありません。2015年改定の影響が田子のまちでも表れてきています。補足給付の厳格化や2割負担等で待機者に入居の案内をしても利用料が払えない、あるいは現在入居している有料老人ホーム等との差異があまりないので今すぐの入居は見送る、といった返事が少なくありません。仮実調まで行っても契約に繋がらないケースが増えているのです。

また、介護職員の定着も大きな課題です。職員が「やりがいをもって、働き続けられる職場づくり」に本年度もしっかり取り組んでいかなければなりません。

田子のまちは開所から5年目に入りました。たくさんの方々からお力添えを頂いていることに感謝しながら更なる成長をめざします。法人理念、施設理念を大きな柱とし、入居者様の暮らしを支え、地域に貢献できる施設としてその役割を果たしていきたいと思っております。

【特別養護老人ホーム（長期）】

1、2018年度目標

- ①稼働率 年間平均95%以上を目指します。
- ②常に入居者様を中心に考え、その方らしい暮らしが継続できる様なケアを追求します。
- ③地域の一員として、地域のみなさんとの関わりを大切にします。
- ④職員の連携、意見交換ができる、風通しが良く働きがいのある職場をつくりまします。

2、2018年度取り組み

- ①待機者の状況を正しく把握し、次期入居者の選考が速やかにできるようにします。
- ②ケアプランに沿ったケアや記録が行えるようにします。また、24時間シートを充実させます。入居者様、ご家族の要望や事故の対応に対し真摯に取り組みます。
- ③宮城野の里・田子のまちまつり、その他の地域交流の取り組み、ボランティアさんとの関係性を大切に、地域の一員として社会貢献に努めます。
- ④委員会を中心に各種学習会を開催します。また、施設外の研修にも参加の機会を増やし、職員のスキルアップに努めます。職場内議論を深め、職員が心身ともに健康で働き続けられる職場環境づくりを進めます。
- ⑤社会情勢を把握し、社会保障運動への参加を推進します。
- ⑥法令を遵守した施設運営をします。

【特別養護老人ホーム（短期）】

ショートステイ2ユニット、職員の人員体制が整わず休止中です。

1、2018年度目標

1 ユニットからの段階的な再開を目指します。

2、2018年度取り組み

- ①ショートステイの再開に向けての条件が整った時点で、必要な手続きや環境整備を適正に行います。
- ②利用者様やご家族から、嗜好や趣味の情報をしっかり伺うことで、安心して自分らしく過ごす時間が提供できるようにします。

【医務】

1、2018年度目標

- ①多職種と協力し、医療的な側面から入居者様の生活を支援していきます。
- ②安心・安全な服薬へ取り組みます。

2、2018年度取り組み

- ①多職種と情報の共有、意見交換が行える方法を検討し、実行します。
- ②配薬準備、配薬、臨時薬の確認を確実に行います。
- ③定期的な医療物品の確認、緊急時の対応の確認をします。
- ④業務内容を整理し、職員が計画的に業務を組み立てられるようにします。
- ⑤月1回医務会議を行います。

3、予算・購入物の予定

挿管セット（インフルエンザ予防接種時の救急対応のため） 50,000円

【食養】

1、2018年度目標

- ①安心安全な食事提供を行います。
- ②美味しく、食べる喜びを大切にした食事を提供し、入居者様の栄養管理を行います。
- ③正確に効率が良い仕分け業務を行います。
- ④職員同士がコミュニケーションをとりあい業務を行います。

2、2018年度取り組み

- ①入居者様が美味しく、食べる喜びを感じられる生活を営めるよう、委託業者と連携した食事提供を行います。
- ②安心安全な食事提供を目指し、衛生管理を徹底した仕分け作業を行います。
- ③個々人に合った栄養ケアマネジメントを作成、実施します。

- ④食養会議を月1回開催します。
- ⑤非常食を取り入れた食事提供を行います。

3、予算・購入物の予定

仕分け業務用消耗品（ディスプレイキャップ、文房具類、ビニール袋 等）	50,000 円
非常食	230,000 円
計	280,000 円

【事務】

1、2018年度目標

- ①施設内外の環境整備を定期的に行い施設の美化に努めます。
- ②経費削減に努めます。
- ③社会保障運動、共済活動にひとりでも多くの職員参加を促します。

2、2018年度取り組み

- ①毎月施設内外の点検行い、早期に破損箇所の発見と修繕を行ないます。合わせて中庭、駐車場、外周の草木の手入れも毎月定期的に行ないます。
- ②経費削減へ向け、1、他事業所で使用しているもとの比較、2、使用方法に無駄がないかの確認、3、水道光熱費の節約案の職員への提示、以上3点を重点的に、確認しながら取り組みます。
- ③社会保障や共済会の取り組みについて職員への協力依頼は、毎回敬遠されてしまうことが大きな反省点でした。その時だけ話をするのではなく、日頃から色々な話題で職員とのコミュニケーションを積極的に取り、自分の言葉でわかりやすく伝えていきます。共済活動を職員間の交流やチームワーク作りに役立てたいと思います。

3、予算・購入物の予定

スチームクリーナー（施設清掃用）：17,800 円
 草むしり業務委託：270,000 円（年2回）
 草刈り機：10,000 円
 窓掃除用品3個、竹箒2本：5,000 円

【施設ケアマネジャー】

1、2018年度目標

- ①個別性の高いケアプランを作成できるよう、「その方らしさ」についての追及を継続し、また、ケアマネジャー間でも学び合える場を設けます。
- ②ケアプランに沿ったケアや記録について、職員に周知できるよう取り組みを強化し

ます。

2、2018年度取り組み

- ①24時間シートの充実を図れるよう、リーダーと協働しながら職員への周知を進めていきます。
- ②ケアプランに沿ったケアや記録が行えるよう、会議などの場を活用して具体的に呼びかけていきます。
- ③仙台市主催の介護支援専門員研修会等、自己研鑽の為の外部研修会に積極的に参加します。
- ④毎月第2火曜日の13:00～定例のサービス担当者会議、他、ご本人の状態に合わせて担当者会議を開催します。
- ⑤毎月第3火曜日の13:00～定例のケアマネ会議を開催します。その中でケアマネジメントの過程について、お互いに学び合える仕組みを作ります。

3、予算・購入物の予定

なし

乳銀杏保育園

2018年度、乳銀杏保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

1、事業規模

(1) 入所児数

定員120名ですが126名で出発します。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
1歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
2歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
3歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23
4歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24
5歳	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
合計	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126	126

(2) 職員体制

職員状況は以下のようになります。その他小児科・歯科の嘱託医2名。一時保育は2名の職員で行います。また、休日保育は休日担当者2名と通常保育と兼務する職員があたります。保育士1名が不足の状況で出発します。引き続き採用に繋げる取り組みを行っていきます。

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務用務	合計
正規職員	1	19	1				21
臨時職員		1(派遣)					1
パート6h		3(1名週3)		2		1	6
パート5h		2(週2・週4)				1	3
パート4h		2		1	1		4
パート3.5						1	1
パート3h		2(1名週3)					2
パート2.5		1(週3)					1
休日		1					1
合計	1	31	1	3	1	3	40

(3) 保育事業内容

①基本的運営は公定価格に基づいた給付金と仙台市補助金・利用料で、利用料は延長・一時預かり事業・休日保育事業、主食代が入ります。

②特別保育事業は、乳児保育・障害児保育のほか、延長保育・一時預かり事業・休日保育事業を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

- ①児童の担当する職員を定め、計8クラスで日々の保育を展開します。フリー、一時保育担当、休日と延長担当職員を配置します。
- ②園長は主任（1名は副園長兼務）の助けのもとで総括的指揮を執ります。主任保育士2名で主任業務を分担して行うようにします。主任保育士・副主任は保育内容等保育全般を把握して指導し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々の業務管理は主任保育士がおこないます。
- ③今年度より副主任保育士の次席となる中核リーダー、新入職員の業務の手本となる分野別リーダーを設置し、専門性の向上と職員間のチームワークの向上をすすめ、保育の質の向上を計ります。
- ③会計担当は事務員、会計責任者は園長とします。園長は予算管理と、保育所運営全般の事務に責任をもちます。
- ④食育に関しては一時保育を含めて栄養士を中心にして給食担当者と保育士が連携してあたります。
- ⑤健康管理に関しては、一時保育を含めて看護師が中心にあたります。

(5) 設備・環境

- ①屋上の衝撃吸収安全マットが風力ではがれ整備が必要です。
- ②高圧気中負荷開閉器修繕工事を行います。
- ③3歳児クラスのエアコンの整備を行います。
- ④安全保育を徹底していくために必要な整備をします。
- ⑤必要な保育教材を整えます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

児童憲章および児童福祉法に則り、新保育指針に基づいて子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。人格の基礎である自我を育て、仲間と共に育ちあい、豊かな知的興味と感性をもった子どもに育てます。そのために「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人とのかかわりを保育の中心にすえます。保育指針の改定に伴ないカリキュラムの編成を行い、全体の計画・年間指導計画を作成していきます。

行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・園児健診・懇談会・歯科 検診	10月	運動会・5歳児登山・秋刀魚焼き
5月	親子バス遠足・懇談会	11月	焼き芋大会・園児健診・人形劇
6月	懇談会	12月	クリスマス子ども会 クリスマスバイキング
7月	夏祭り・懇談会	1月	もちつき ほうねん座公演 懇

			談会
8月	5歳児おとまり保育・4歳児夕涼み会	2月	豆まき、懇談会 お店屋さんごっこ
9月	お月見 懇談会	3月	ひな祭り・卒園式・修了式

幼児組の毎月の誕生会・地域活動としては年間10回の「遊ぼう会」を第3木曜日に行い、わらべうた遊びや保護者の育児相談を行っていきます。

(2) 保育対象

生後8週（産休明け）から就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育をおこないません。土曜日の延長保育は行ないません。

(4) 保育方針

子ども・子育て支援新制度の中で、認定こども園は午前中が学校教育法に基づく教育の位置付けを行うことになりました。また新保育指針の3歳以上が幼稚園教育要領と一致させた内容になりました。そのことを踏まえつつこれまで培ってきた養護と教育を大切に継続し、保育所で行われている教育について、カリキュラムにおいてもさらに整理し系統的な保育活動の中で育ち、就学を迎えていくことを作っていきます。これまで以上に保護者に伝えていくことを重視していきます。

①一人ひとりが健康で安全に過ごせるような環境に配慮していきます

- ・日々の健康状態を観察し、心身の状態に応じて必要な配慮ができるようにします。
- ・健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。
- ・感染症対策として手洗いやうがいが子どもたちにとって気持ちよい生活習慣となるよう指導します。また、感染症の広がりをできるだけ抑える対策を全職員で行います。
- ・職員一人ひとりが清潔な環境をつくることに配慮できるようにします。

②子どもの発達を十分に理解し、年齢ごとの遊びや課題別の活動を充実させます。

- ・毎年の実践の積み重ね（遊びや活動、生活指導など）を年齢ごとにまとめ、実践に活かせるようにしていきます。
- ・日々の遊びや活動の蓄積やめあてが行事に結びつき子どもの喜びや達成感を得られるようにしていきます。また職員皆で取り組み、日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。

③子どもの内面を捉え、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにします。

④一人ひとりが仲間との関係を築き共に育ちあえるようにします。

- ・同年齢の共同体験だけでなく、異年齢交流保育を実施していきます。

⑤障害児保育は5歳児に2名となります。発達の援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育を迫及します。加配が適用されていない児童で保護者が専門機関へ相談をしている児童、発達に困難を抱えている児童への職員全体での配慮などの保育方針を持ち取り組んでいきます。仙台市の事業である「スーパーバイズ」を活用し、専門家とケースを丁寧に研究しより良い保育に取り組みます。

⑥虫歯予防に取り組みます。保育園ではうがいや歯磨きを取り組み、保護者の方には懇談会や保健だより等で虫歯を作らない生活や歯磨きなどの情報を知らせ、家庭の取り組みを支援します。

(5) 安全管理

- ①子どもたちの安全に万全を期すためマニュアルを全職員で確認し、新人には実践的な研修を行います。特に散歩は安全確認を怠らずに常に緊張感を持って実施していきます。
- ②防災対策では東日本大震災の経験を踏まえて、さまざまな時間帯や想定を行い、避難訓練計画を立て実施していきます。落下や転倒防止など地震への備えと同時に、光熱水の備えと充電器、備蓄品など実際に使用するものを備えます。
- ③不審者対策の避難訓練もマニュアルに沿って年間2回実施。不審者の状態を見極め、子どもたちを守るための適切な対応ができるようにします。また休日保育など体制が少ないときに安全を守るために、施設などの確認をしていきます。

3、保護者支援と連携

- ①職員一人ひとりが保護者の生活実態や仕事の状況などを理解できるように努め、より良い子育てができるように保護者の思いに寄り添い、支援していきます。また、社会的問題である貧困や格差などについて、保育所として役割をはたしていきます。
- ②保育園を理解してもらい、信頼関係をつくっていくために、年2～3回のクラス懇談会やクラスごとの保育参加を実施します。懇談会は参加して良かったと感じられる内容を管理部と職員とで検討して取り組みます。また親父の会と協力をして行事の取り組みを行います。
- ③アンケートを取り保護者の思いや保育園評価について把握し、保護者の意見や要望は誠実に受け止め、ていねいに対応します。
- ④一時預かり事業や休日保育事業を実施し、地域の子育て支援の役割を担い保護者の育児不安に寄り添い育児相談に対応していきます。

4、職員の研修と評価

- ①新指針について学習し、法人理念・保育理念「人権を大切にする保育」を系統的に行うための、全体的な計画について研修、検討を進めていきます。
- ②子どもの主体性を大切にするために、年齢ごとの発達の特徴を学び、子ども理解を確かなものにしていく研修を行います。
- ③遊びや生活で深めていくテーマを決めて、学びながら実践していきます。
- ④「自我」の育ちと「仲間のなかで育ちあう関係」を大切に実践が積み重ねられるようにし

ていきます。

- ⑤園内外の研修にどの職員も参加できるように計画し、一人ひとりが自分の目当てを決めて研修に取り組むようにします。
- ⑥職員の自己評価と保育園評価を行い、職員の共通理解を深め一人ひとりの専門性を高めていきます。
- ⑦新入職員の不安や悩みに応えられる研修を行い、保育に意欲的に取り組めるようにしていきます。また園全体の仕事の理解と職員集団の中で不安を解消して仕事に意欲を持つるように、OJTの取り組みを行います。

5、小学校・児童館との連携

- ①子どもの生活や発達の連続性を踏まえ保育内容を工夫し就学に向けて小学校との連携を図っていきます。
- ②園児の就学に際し、「保育所児童保育要録」を小学校に送付し、学校見学などを行いよりよい連携を図ります。
- ③就学と共に児童館での放課後生活が始まる児童がほとんどであるので、児童館見学や必要な引継ぎを行っていきます。

6、今年度の重点事項

- ①新保育指針をふまえ、法人理念、保育理念を明確にし、保育方針が系統的に実践できるように全体の計画をつくり、子ども理解や環境構成、集団づくりについて具体的検討していきます。
- ②職員が法人理念、保育方針に団結して生き生きと取り組めるように、互いに尊重し合い、コミュニケーションが円滑に行えるように援助し、職員が定着して働き続けられるように配慮していきます。
- ③経験年数4年未満の職員がクラス担任の40%になることから、管理部、中堅職員の具体的な指導、援助を重視、保育中の職員間の伝え合いをしっかりと行い、特にリスクマネジメント向上に園全体で取り組んでいきます。
- ④保護者との信頼関係を築くために、丁寧な拝聴、連絡、報告、を行っていきます。
- ⑤保育士不足が社会問題の中で、採用につながる取り組みを積極的に取り組みます。

柳生もりの子保育園

平成 30 年度、柳生もりの子保育園での保育所経営を次の計画で進めていきます。

1、事業規模

(1) 入所児童

今年度は 121 名の定員数で出発し、以下の入所数を受け入れていきます。

年齢	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
0 歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
1 歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
2 歳	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	252
3 歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
4 歳	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	288
5 歳	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	276
合計	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	121	1452

(2) 職員体制

今年度は副主任保育士 2 名と管理栄養士 1 名の産休・育休取得に伴い、保育士と栄養士を採用し、職員体制を整えて運営します。クラス配置は、正規保育士と臨時保育士またパート保育士を組み合わせた 8 クラスを編成します。副主任が不在の 1 年間になるため、未満児パートに 2 名と幼児組パートに保育リーダーを配置し、パートごと協力しながら運営します。

ここ数年の全国規模で保育士不足が影響し、夕方のパート保育士を募集しても採用までつながらない厳しさが未だに続いています。職員体制を整え 12 時間開所に努めます。昨年度に続き若い職員体制のなか、復帰した職員に副主任代理を任命し、各クラスにも目を配りながら保育を作っていきます。その指導体制については、保育業務全体の指導を主任が統括し、副主任代理 2 名と専門リーダーと協力しながら管理部全体で指導を行います。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務・用務	合計
正規職員	16		1		1		18
臨時職員	4	1					5
パート 6h	2						2
パート 5h			1			1	2
パート 4h	4		1	1			6
パート 3h	1		1			2	4
合計	27	1	4	1	1	3	37

上記の他に嘱託内科医師1名、歯科医師1名

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格収入、補助金収入、利用料収入によります。利用料収入は1時間(18:15~19:15)の延長保育と幼児組の年間主食代がはります。今年度の障害児保育は、3歳以上児6名の障害児保育を行います。その他、各クラスに配慮を必要とするこどもも複数いる中で、正規職員を配置し、保育の発展や安全を図れるような配置と配慮が必要と考え計画します。昨年同様に若い保育士が多い職員集団となるため、管理部で指導しながらクラス運営していきます。
- ② 特別保育事業は、乳児保育12名、障害児保育6名、延長保育10名程度の利用で行いません。

(4) 職員の業務分担と役割

職員の業務分担

- ① 児童の担当する保育士を定め、8クラスで日々の保育を展開します。
- ② 園長は主任の助けを借り総括的指揮をとります。昨年度から主任保育士が1名となり、業務を一手に担うことになりました。そこで、今年度は副主任代理にも業務を伝え、園全体の保育に目を配る意識を持たせていながら、各クラスの保育に目を配れるように指導していきたいと思えます。主任は保育内容等保育全般を把握し、職員間や保護者との関係が円滑なものになるよう配慮します。日々業務管理は主任保育士が行います。
- ③ 会計は事務員が担当し、園長が責任者となり、法人本部の指導管理の下収入の管理をおこないます。管理事務全般は事務員の補助を受けながら園長が行い、保育所運営全般の事務に責任を持ちます。
- ④ 食育に関して、今年度は調理師が中心となり、栄養士と話し合いながら給食担当者と協力して安心・安全な日々の給食を作ります。また保育士と連携し園全体として方針を持ち、取り組みます。
- ⑤ 日々の保健業務は、主に看護師が行います。園長・保育士と連携して行ない、保健教育も保育士と協力して行います。感染症流行を防ぐために日々の衛生管理と子どもへの手洗い指導も行います。また、保護者への相談・指導にもあたり、保護者への感染症の流行拡大防止に向けた協力を呼びかけます。
- ⑥ 園長、主任が園舎や園庭の環境整備に気を配り、用務担当職員の力を借りて清掃・美化・安全管理に努めます。

(5) 設備・環境・保育材料

- ① 121名に必要な備品を揃えます。行事に必要な物品や教材・玩具等を揃えます。前年度末に年齢別保育士と教材検討を行い副主任がまとめを行いました。次年度1年間の必要教材を分けて計画的に教材・玩具の購入予定を計画し、計画した時期に購入して保育に活用できるように行います。また、給食関係費については、産休前に管理栄養士と協議

し次年度必要なものの準備と計画を立てましたが、今年度、緊急に必要な場合は調理師と臨時栄養士と相談して購入していきます。

- ② 野菜の栽培を保育と連動して計画し、環境美化も行ないます。放射線の線量を測定し、仙台市の一食検査を利用しながら子どもの食材への安全を確認し進めます。
- ③ 開園15年間目をむかえ、建物の外壁塗り直しを計画し、修繕を行うため、具体化していきます。また、設備における不具合や故障、設備のメンテナンスなど日々の設備環境維持に対応できるように対応していきます。
- ④ ホームページの書き換えや写真の掲載などを中堅職員に役割を持たせて行事ごとに行い、広く市民に公開し、選ばれる地域の保育園となれるよう発信していきます。
- ⑤ NPO法人きらきら発電・市民共同発電が行う自然に優しいエネルギー太陽光設置事業に協力し、屋根を貸し出します。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章・権利条約および児童福祉法、また平成30年から適用する保育所保育指針に基づき、法人の理念やこれまで保育園で大事にしてきたことを加えたカリキュラム作成を整備し、子どもの最善の利益を守り、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するようとりくみます。しっかりした自我を持ち、仲間と共に育ちあい、健康でしなやかな体、豊かな知的興味と感性を持った子どもを育てます。そのために、「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人との関わりを保育の中心にすえます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・進級説明会・保護者会総会	10月	運動会・総合避難訓練 運動会がんばったね会（バイキング）・さんまパーティー
5月	バス親子遠足 内科健診	11月	芋ほり・焼き芋会 内科健診
6月	歯科健診	12月	クリスマス子ども会 餅つき会
7月	夏祭り	1月	就学にむけて育児講座 ほうねん座公演（地域世代間交流も含む）
8月	5歳児やま組おとまり保育	2月	節分豆まき会
9月	子育て講演会 お年寄りとの交流会	3月	雛祭り・卒園式・卒園遠足

月例行事・・・誕生会、地域交流「あそぼう会」、避難訓練

年2回(4～6月・12～1月)8クラスの懇談会を行い、3歳以上児はクッキングや保育参観も行います。希望者には個別懇談も行います。

(2) 保育対象

生後8週(産休あけ)から就学前まで行います。

(3) 保育時間

父母の労働時間の多様化に対応するために、午前7:15から午後18:15までの11時間の標準認定時間と午前8:30～午後16:30の8時間の短時間認定時間を開所時間とします。

その後、18:15～19時15分までの1時間の延長保育を行います。

短時間認定の前後の延長保育料は仙台市の規定に準じた法人の規定を定めます。

(4) 保育方針

- ① 一人一人が健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を観察し、快適に生活できるようにします。健康管理として年2回の健康診断と年1回の歯科検診を行います。感染症の広がりやをできるだけ最小限にするように、衛生管理に努め看護師から子どもの手洗いやうがいなど保健指導を行ないます。また、虫歯予防のための子どもたちへの指導にも努めます。
- ② どの子どもも安全・安心に、保育園生活が楽しく、友達と関わりあって生活や活動していけるようにしていきます。配慮の必要な子どもが複数いる中で、その子ども理解を職員が深めながら、安全に生活できるよう職員全体で連携を図り保育を作っていくよう努めます。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、年齢毎の遊びや課題別の活動を充実させ、行事を取り組み、職員間で日常的に子どもの姿を伝え合うことを大切にして進めていきます。
- ④ 子どもの内面を捉えどの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるように取り組みます。
- ⑤ 年齢別保育を基礎にしながら、3歳以上児の異年齢保育では年間計画を作成しお互いに相手の思いに気づき、関わりあいを通じて温かい関係が生まれるよう保育を進めていきます。
- ⑥ 障害児は、継続児の3歳児1名、4歳児に1名、5歳児2名に新たに3歳児は一般枠からの移行児1名と4歳児に1名が加わり幼児組に合計6名の障害児保育を行ないます。3歳児の障害児1名は原因が特定されない発作の症状があり、引き続き注意深く保育を行っていきます。また障害児の発達への援助と共に、クラスの仲間と共に育ち合う保育の追及できるよう保育を行いたいと思います。また、担任と管理部が関わっていきながら日々の保育づくりの連携を大事にしていきたいと思います。そして、担任と一緒に保護者の思いに丁寧寄り添い、共に考え支えていくことに努力します。
- ⑦ 給食職員と保育士、用務職員など連携して、栽培、クッキングなど子どもたちに野菜の成長を実体験させ、仲間とともに調理して食べる喜びを育てる食育を取り組みます。

- ⑧ パート保育士と常勤職員との連携を引き継ぎノート等で連携を密にしながら保育を行います。

(5) 保護者支援

- ① 年2回のクラス懇談会と子育て講演会を計画します。子どもの成長を伝え合い保護者と共に子どもの育ちを確かめ合う共感をつくることを大切にします。3歳以上児は保育参観や親子クッキングを行ない、親子で関わりあう楽しさと食育の啓蒙をしていきます。また就学前講座を組み入れた懇談会を計画し、就学前の子どもの育つ土台の大切さと就学前の不安を軽減するような講演を計画します。0歳児と新入児の保護者、懇談会に参加できない保護者や障害児の保護者には、希望する保護者と個別面談を随時実施して共同の関係をしてくれるようにしていきます。
- ② 保護者の困難を受けとめ、必要な支援ができるように職員間で連携し対応します。
- ③ 保護者の意見や要望、苦情には誠実に対応し、保護者が安心して子どもを託すことができるように改善に努めます。また、年度末に保護者向けアンケートを配布し、広く保護者の意見を聞き今後の保育園運営の参考にしていきます。

(6) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルや事故から学んだ安全管理地図を全職員で確認し、子どもたちの安全に万全を期します。過去の事故事例の原因を全体職員会議で伝え、再確認して事故防止に取り組みます。環境整備も機敏に行なえるよう用務員や業者と連携し努力して行います。
- ② 東日本大震災を踏まえて防火防災対策として避難訓練を毎月行うとともに、いろいろな保育時間で実施し保育者が対応できるよう計画します。また、保護者の緊急連絡、児童の引き取り等について年度初めの書類で確認をします。集中豪雨にともなう名取川の氾濫を想定した避難方法と訓練を行い、職員間での避難を確認し、保護者に伝えます。
- ③ 不審者に備え北側電気錠の開錠の時間管理をきちんと行い、正面門扉は関係者以外には開けることを分かりにくい状態にして、事務室から目を配り注意していきます。不審者情報を機敏に得ることや、園周辺への目配り、散歩時の不審者対策を職員で確認をして、避難訓練を行い職員が機敏に対応できるようにしていきます。
- ④ 怪我につながらぬよう、園庭や室内での玩具、絵本の片付け等を子どもたちと一緒に、きれいな環境でしめくくるようにしていきます。

3、職員の研修と評価

- ① 職員全体で平成30年度適用の保育所保育指針を学習し、またキャリアパスに基づき、職員に役職を任命し、一人ひとりの専門性を高め、保育園全体に目を配る保育士として自己研鑽できる研修をしていきます。
- ② 全体職員会議で短時間の保育学習を行い、その学習で各自が感想や大事にしたいと思

ったことなど、自分の言葉で話す機会を作ります。

- ③ 園内研修、園外研修、法人研修に常勤職員が参加できるように計画します。また、自主研修として園内場面記録会や保育問題研究会への参加を呼びかけ、職員が自己研鑽に励む環境づくりを行ないます。
- ④ 自己評価と保育園としての評価については、保育実践の記録を検討して職員集団として共有していくことを大切にし、保育の質を高めていく視点で行なっていきます。また保育士の専門性として全般的な視野で自己評価ができるキャリアパスの自己評価シートで自己を振り返り次の保育につながるようにしていきます。
- ⑤ 中堅職員が中心になりながら職員同士誘いあい、保育園で取り組んでいる歌・リズム・わらべうた・荒馬の研修や安全管理・接遇研修を計画します。
- ⑥ パート保育士とクラス保育や園の保育方針を理解して保育を進めていく視点を持つために、園長と短時間会議を行うよう年2回（春・秋）計画します。

4、小学校や地域との連携

- ① 就学に向ける保、幼、小の連絡会や児童要録の送付などを通して、小学校との連携を行い、子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。また必要に応じて児童館と連携にも努めます。
- ② 就学に向ける年長児の柳生小学校の見学を申し入れて、学校への期待と見通しを持てるようにしていきます。
- ③ 小学校の「町探検」や中学校の職場体験などを受け入れ、地域の学校との関係づくりの一端とします。
- ④ 町内会や老人会と行事で交流を行い、地域の方々との関係を築いていきます。
- ⑤ 月1回のあそぼう会や園庭開放、育児相談、保育園見学など丁寧に対応し、地域に開かれた保育園として、子育て支援の一助になれる取り組みをしていきます。

5、今年度の重点事項

- ① 新入職員が増え、柳生もりの子保育園で大事にしてきた子どもの自我の育ちと仲間の中で育ちあう温かい関係性のある保育について、何でも話せる雰囲気づくりに努め、気づき合える学習ができるよう努力します。また、法人の理念、保育理念を学習し、保育を語り合える職員集団を目指します。
- ② 若い職員でのクラス配置になり、子どもの安全面で見通しを持って保育することの難しい状況が懸念されます。職員全体で研修や過去の事故から学び、経験ある職員が新入職員を指導し、日々職員間で伝いあいながら、安全管理に努めます。
- ③ 全職員の心身の健康管理を大切にし、保育・労働条件の整備を心がけ、働きやすい職場環境を職員と一緒に目指します。

古川ももの木保育園

2018年度、古川ももの木保育園の保育所経営を、次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児数

定員 90 名に対し 4 月は 95 名で出発し 8 クラスで行います(0 歳児 2 名受け入れる予定)

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	120
1歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
2歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
3歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
4歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
5歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	180
合計	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	1140

(2) 職員体制

正規職員は、保育士 14 名、栄養士 1 名、事務員 1 名、園長の 1 7 名、臨時保育士 1 名、契約事務職員 1 名、パート職員は保育士 8 名・看護師 1 名・調理員 4 名・用務 1 名の計 14 名、総数 34 名体制で行います。他に嘱託医として内科医師・歯科医師各 1 名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務.用務	合計
正規職員	14	1			1	1	18
臨時・契約職員	1					1	2
パート 6.0H	1		1				2
パート 5.0H						1	1
パート 4.0H	5(延長1)		2	1			8
パート 3.0H	1						1
パート 2.5H	1		1				2
合計	23	1	4	1	1	3	34

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営費は、大崎市からの運営費収入と大崎市補助金収入、保護者からの利用料収入（延長保育利用料・3歳以上児主食代）になります。
- ② 特別保育事業は、延長保育・標準時間（1時間延長）短時間（2時間）、地域活動事業（世代間交流・遊ぼう会等）を実施します。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 園長は主任保育士と協力し、総括的指揮をとります。
主任保育士と副主任は協力して、保育内容等保育全般を把握し職員間の関係及び保護者との関係が円滑にすすむよう努めます。日々の業務管理は主任保育士が行い、クラスリーダーはクラス運営していく為に定期的にクラス会議等を計画し、職員間の連携、保育技術の向上に努め、より良い保育が出来るようにしていきます。
- ② 食育については、栄養士を中心に、地産食材をいかした献立、伝統的な献立を取り入れ、安全・安心な給食に取り組みます。
- ③ 保健業務については、看護師は園長・主任と連携しながら園児の健康管理・保護者支援と体調不良児の対応を引き続き行います。年間を通して感染症の予防に努めます。
- ④ 会計事務については、事務担当者中心にスムーズな会計業務が行えるよう努めます。日常の事務全般についても、本部の指導のもと事務能力の向上に努めていきます。
- ⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理や整備に努めていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な設備の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方、設定、環境づくりに引き続き努めます。
- ② 15年目を迎えるにあたり、各クラスの床の修繕や園児用椅子入れかえなどを計画的に進め、園内の安全対策と環境整備を引き続き行います。
- ③ 園庭や散歩コース周辺の再度見直しを行い、安全点検を心がけていきます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・父母懇談会・内科健診	10月	運動会・総合避難訓練・内科健診
5月	子どもの日祭り・親子遠足	11月	収穫祭・保育参加・文化鑑賞
6月	総合避難訓練・歯科検診	12月	クリスマス会・餅つき会
7月	夏まつり	1月	お店やさんごっこ・歯科検診・保育参加
8月	5歳児お泊り保育・保育参加	2月	節分豆まき会・父母懇談会・育児講座
9月	保育参加・秋の遠足(幼児)	3月	ひな祭り会・卒園式・修了進級式

月例行事・誕生会・地域交流活動「あそぼう会」・避難訓練

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

保護者の労働時間の多様化に対応し、午前7時から午後7時までの開所時間とします。保育標準時間の家庭は午後6時から7時までの延長保育を行います。短時間保育の家庭は午前8時から午後4時までを通常保育とし午前7時から8時を早朝保育、午後4時から6時までを延長保育とします。

(4) 保育方針

- ① 一人ひとりが健康で安全・安心に過ごせるように、日々の健康状態を観察し年齢に応じた適切な養護と衛生管理に努めます。健康管理として、年2回の内科健診と歯科検診を行います。感染症対策として、日々の手洗い・うがい・保育室の換気・加湿(冬期)・消毒を行うなど年間を通し衛生管理に引き続き取り組みます。
- ② 子どもの思いや気持ちを丁寧にくみ取ることで、子ども一人ひとりが安心して自分を表現し、子ども自身が主体となる生活づくりを大事にしていきます。また、職員一人ひとりが子どもの発達について見通しをもち、共通理解を深め保育にあたります。
- ③ 子どもの発達を十分に理解し、各年齢毎の活動や遊びを充実させます。また、行事を職員みんなで取組み子どもの姿を伝え合うことを大切に、日々の保育に活かしていきます。
- ④ クラス懇談会や育児講座、保育参加、親子参加行事を重視し、保護者同士がつながれるような場や学び合える場を工夫していきます。
- ⑤ 保育士が中心となり栄養士と協力しながら栽培活動や食育指導を進め、職員全体で取り組んでいきます。

(5) 安全管理

- ① 今年度も職員が安全管理マニュアルを理解し、保護者の協力や理解を得ながら事故防止に取り組みます。また、定期的に環境整備点検に努めます。
- ② 災害対策として、月1回の避難訓練と年1回の不審者対策訓練、年2回の総合避

難訓練を、消防署や古川民主病院の協力で行い必要な経験を身につけていきます。

- ③不審者対策のため、保育中や散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、子どもの安全を第一に考えて行動できるようにしていきます。

3.保護者との連携・支援

- ① 年々厳しくなっている保護者の状況をふまえ、子どもとの安定した関係に配慮できるよう職員間の情報交換を大事にしていきます。
- ② 年2回の父母懇談会を実施します。1回目はクラスの年間計画や保育内容を保護者と共に共通理解し、2回目は1年間の成長した子どもの姿をみんなで喜び合う場としていきます。また例年実施している4、5、歳児の親子クッキングは、今後もしっかりとねらいを持ち取り組んでいき、親子・保護者同士の関係を深めていきます。保護者同士を繋いでいく場として各クラス毎の保育参加も実施していき、懇談会や保育参加を通して保護者への理解を深め、連携がはかれるようにしていきます。
- ③ 昨年度実施した「保護者アンケート」の結果を踏まえ保護者の意見や要望は誠実に受け止めて丁寧に対応します。

4. 職員の研修と評価

- ① 子どもの人権を大切にする保育とはどういう事かを、職員全体で学んでいきます。日々の実践の中で学びを生かせるよう場面記録を活用していきます。
- ② 子どもの主体性を大切にするために各年齢ごとの発達の特徴を学び子どもの理解を確かなものにしていく研修を行います。
- ③ キャリアパスに従い法人・園外の研修を重視し一人でも多くの職員が研修に参加し、資質向上に努めていきます。
- ④ 自己評価シートを活用し、職員一人ひとりが自分の保育を振り返り、資質向上に努めていきます。
- ⑤ 園全体の仕事の理解と職員集団の中での不安や悩みを解消して安心して働けるようにOJTの研修を行います。

5. 小学校や地域との連携

- ① 園・地域の行事や、老人施設との交流などを通して地域のみなさんと関係を密にしていきます。
- ② 小学校との連携は、就学に向けての保・幼・小連絡会や要録の伝え合いのなかで子どもの育ちの連続性がはかれるようにしていきます。
- ③ 月1回の遊ぼう会や地域交流事業を通して地域の子育て支援に努めていきます。
- ④ 保育実習生の受け入れや中高生の職場体験・ボランティアの受け入れなどを通し保育園の役割を広く伝えていくことに貢献していきます。

6. 今年度の重点事項

- ①全職員で保育理念や法人理念の理解を引き続き深めながら、県連や法人の諸活動に積極的に参加していきます。園内の社会保障委員会と管理部が中心となり小グループ討議など会議の工夫をし学習を通して一人ひとりが意見をしっかり持てるようにします。
- ②「荒馬」を今年度も引き続き中堅職員の力を借りながら全職員で深め、さらに子ども達や保護者にも「荒馬」の良さが伝わるように取り組んでいきます。
- ③職員一人ひとりが危機管理能力を高めていけるよう職員間の伝えあいを大切にしながら子どもたちが安全・安心に過ごせるようにしていきます。また、職場会議でみんなが発言できるようにしていきます。
- ④「場面記録」を今年度も活用し、職員全体で積極的に討議を深める中で保育の捉え方や掘り下げる力をつけていきます。
- ⑤どの職員も自分の意見をもち、言い合えるような職員同士の関係性や雰囲気作りを、管理部が中心となって取り組み働きやすい職場環境を目指します。

下馬みどり保育園

2018年度、下馬みどり保育園の保育園経営を次の計画ですすめていきます。

1 事業規模

(1) 入所児童数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3歳	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5歳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
合計	66	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65

(2) 職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	保育補助用務員	合計
正規職員	1	9	1					11
臨時職員		1						1
パート6H		1		1	1			3
パート5H						1	1	2
パート4H		1						1
パート3:15H		1					1	2
不定期				1				1
合計	1	13	1	2	1	1	2	21

*嘱託医として坂総合病院の小児科医とこう歯科医に委託します。

雇用形態内訳

(人)

正規	臨時	パート	嘱託医師	合計

1 1	1	9	2	2 3
-----	---	---	---	-----

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は公定価格に基づいた給付金と多賀城市補助金・利用料収入によります。利用料は延長保育、病後児保育、主食代になります。
- ② 特別保育事業として、延長保育、病後児保育（多賀城市内1歳から小学校3年生まで、年間のべ利用人数60名目標）を実施します。
- ③ 病後児保育は職員の交代となりますが、引き続き市内の保育園、幼稚園、開業医などに訪問活動、ほけんだより配布の活動は行っています。

(4) 職員の業務分担と役割

①クラス担当保育士

クラス名	年齢	児童数	保育士数	備考
ひよこ	0	6	2	
つばめ	1	12	2	
はと	2	12	2	
ひばり	3	12	1	3歳児12名（4月初め13名）
はくちょう	4・5	23	1.5	4歳児12名 5歳児11名
合計		65	8.5	

②その他の職員の業務

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括・会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理・園長補佐
フリー保育士	1	休暇等の代替え
障害児担当保育士	1	障害児加配
延長保育士	2	早番担当 遅番担当
看護師	1	病後児保育・児童の健康管理・保健活動
栄養士	1	給食全般の業務（献立・調理・アレルギー児食・食育）
調理員	1	給食調理・給食室清掃
事務員	(1)	事務全般（会計出納・その他の事務）
用務員	1	環境整備・清掃
不定期職員（調理員）	1	栄養士又は調理員が不在時に勤務
合計	12	

(5) 設備・環境

- ① 発達に応じた遊具や玩具、備品の購入を計画的にすすめ、よりよい環境づくりに努めていきます。必要な保育材料を整えます。
- ② 絵本コーナーの環境を見直し、子どもや保護者が利用しやすい場に変えていきます。
- ③ 定期的に行っている修繕・保守を実施し、園児の安全対策と環境整備を引き続き行います。
- ③ 家電の買い替えを順次行っていきます。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事

- ①今年度から保育指針の改定に伴い、学習を強めたいと思います。
- ②児童憲章と児童福祉法、保育指針に基づき子どもの健やかな育ちを保障するよう取り組みます。どの子どもも安心して自我をだせ、仲間に受け入れられることの喜びを感じ、ともに育っていく保育をつくっていくため「食べる・寝る・遊ぶ」などの基本的生活を大事にしていきます。同時に温かい人とのかかわりを保育の中心に据えます。

ま 年間行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式	10月	運動会・内科検診・歯科検診 サンマパーティー・交流保育
5月	遠足・内科検診・歯科検診 交流保育	11月	焼き芋会 ・交流保育 子ども作品展 ほうねん座鑑賞
6月	交通安全教室 ・交流保育	12月	クリスマス会 ・餅つき
7月	おとまり保育	1月	お正月遊び ・育児講座
8月	なつまつり	2月	豆まき ・交通安全教室
9月	交通安全教室 保育参観・祖父母お楽しみ会	3月	ひな祭り会 ・交流保育 卒園式・修了式

*上記の他、誕生日会と避難訓練は毎月開催します。

(2) 保育対象

生後8週(産休明けから)就学前まで保育します。

(3) 保育時間

午前7時から午後6時までを標準保育時間とします。その後午後7時までの1時間の延長保育を行います。午前9時から午後5時までの時間までを短時間保育時間とします。土曜日は延長保育は実施しません。

(4) 保育方針

- ① 一人ひとりが健康で安全に過ごせるように、日々の健康状態を把握し、必要な配慮ができるようにしていきます。嘱託医による年2回の健康診断と歯科検診を実施します。感染症対策は看護師とクラス担任が連携し年間を通して取り組み、子どもの発達に応じて手洗い、うがいの習慣が身につくよう指導していきます。職員それぞれが、清潔で快適な保育環境をつくっていきけるようにします。
- ② 子どもの発達を十分に理解し、指導計画を重視し1年を見通した活動に取り組めるようにしていきます。日常的に子どもの姿を伝えあい職員皆で行事に取りくみます。
- ③ 子どもの内面をとらえ、どの子も安心して自分を表現でき、気持ちよく生活できるようにしていきます。また自信をもって仲間とともに育ちあえるようにします。

(5) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを4月の全職会議にて確認し、安全に対する意識を常に持てるようにしていきます。隔月にてリスクマネジメント委員会を開き、安全・環境整備をヒヤリハットから学び、環境を整え、安全な保育ができるようにしていきます。改めて28年に発表された「事故ガイドライン」を1年間かけて学んでいきます。
- ② 毎月の避難訓練では、さまざまな想定（竜巻等も）で計画し、職員一人一人が、自分で判断すること、連携して行動することの両方が訓練できるような内容にしていきます。
- ③ 子どもの安全を確保するための情報は保護者にもお便り、掲示などを通して伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（服の安全性、遊具での遊び方等）

3. 保護者支援と連携

- ① 保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、保護者の子育ての思いに寄り添い一緒により良い子育てができるように支援していきます。
- ② 年2回のクラス懇談会や、保育参観、保護者参加の行事を通し保育園を理解してもらい、ともに子どもの育ちを認め合い、よりよい関わりが持てるようにしていきます。また、保護者同士が交流できる場としていきます。卒園児保護者を対象に育児講座を実施します。
- ③ 子どもの健康についての相談を通して、育児不安を解消できるようにしていきます。また病後児保育を実施し地域の子育て支援をしていきます。
- ④ 保護者アンケートを実施し（10月）、保護者の要望や意見など保育園評価を把握し、改善に努めていくようにします。

4. 職員の研修と評価

- ① 今年度は処遇改善Ⅱ取得による、キャリアパスを優先的に研修計画を立てていきます。研修の復命を重視し、研修内容が全職員のものとなるようにしていきます。

- ② 園内研修は実践（うた、わらべうた、リズムなど）で技術向上できるようにしていただきます。場面記録を記述する習慣をつけ、検討することでどの職員も子どもの内面をつかみ、適切な働きかけができるようにしていきます。
- ③ わらべうたについて学んでいきます。（年間で4回）
- ④ 毎日の業務が研修の場と位置付け、ともに学びあう環境を作ります。
- ⑤ 園内外の自主研修へ参加します。
- ⑥ 散歩・外遊びなどを積極的に計画し、子どもの健康な体づくりをめざしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 保育実習生や研修医、ボランティアを受け入れ活動の場を提供します。
- ② なつまつりや運動会、季節ごとの行事を地域にお知らせし、保育園について理解してもらう機会としていきます。
- ③ 地域の乳幼児を対象に「あそぼう会」を年4回実施します。ホームページ上に「育児相談いつでもどうぞ」を表明し、地域の保育園として子育て支援に取り組みます。
- ④ 地域の子どもの健全な育成を図るため、要保護児童対策地域連絡協議会等各種会議に参加し、地域の子どもの状況を把握できるようにします。
- ⑤ 小学校や必要によっては児童館と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。小学校訪問を実施します。

6. 今年度の重点目標

- ① 保育指針が今年度から改定にあたり学び、法人保育理念と照らしあわせながら、保育の質の向上に努めたいと思います。
- ② 新入職員が4人入職することから、法人理念にそった保育を構築しながら、心身ともにはたらくやすい職場づくりをめざしたいです。また、看護師、栄養士と一人職種には管理部が連携を密にとっていきたいです。
- ① 法人保育理念に基づきながら保育の質の向上をめざし学習を大事にします。特に今年度は日誌の書き方など子どもの捉え方も含め学び合います。
- ② 職員ひとり一人の子どもの安全に対する意識向上に向け、園全体で取り組みけがや事故のない保育を目指していきます。
- ③ 年間を通して、感染症対策に取り組みます。また、看護師と担任が連携し、年齢に応じた保健活動（手洗い、うがい、歯磨き、鼻かみ、以上児クラスは自分の体について知るなどを）を行っていきます。
- ④ 職員が生き生きと働けるような職場環境をつくっていくために互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。
- ⑤ 社会情勢を学び、子どもを守る立場で、平和でだれもが安心して生活していくことができる社会をめざし社会保障運動に取り組んでいきます。

くさの実保育園

2018年度くさの実保育園の事業計画は次のとおりです。

1 概要

坂総合病院の職場保育所（認可外保育所）として病院と当法人が委託契約をして保育事業を運営します。

2 事業内容

区分	定員	保育時間	備考
日中保育	20	8:00 ～ 18:00	生後57日～1歳の年度末
夜間保育	10	16:00 ～ 21:00	生後57日～小学3年生
休日保育	5	8:00 ～ 18:00	生後57日～小学3年生

*夜間保育…日曜、休日は休みです。

近隣市町（塩釜・多賀城）の保育園に迎えにいきます

*休日保育…年間32日間か開園します。

*日中保育で登録外の子どもの臨時保育を行います。

例 くさの実保育園を卒園して地域の認可保育所に入所決定後、入所式までの期間等を保育します。

3 日中園児入所予定人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
人	1	2	2	2	4	4	4	6	6	7	8	8

2018年3月3日現在

4 職員配置

4月1日
付

職名	人数	備考
保育士(8時間)	1	正規1
保育士(6時間)	3	日中保育1 夜間保育1
保育補助員(6時間)	1	夜間保育1
調理員(6時間)	1	パート1
合計	6	

子どもの増加に伴い保育士を雇用したいと考えます。

※ 今年度は給食室を設置するにあたり、調理員を採用したいです。

5 保育方針

- ・子どもの生活環境を整備しながらより良い発達を促します。
- ・保護者の働く権利を保障するとともに子育てを支援します。
- ・子どもと子育てにやさしい街づくりを推進します。

6 保育目標

- ・健康な子ども（内科・歯科検診を各2回実施）をめざします。
- ・よく寝てよく遊んでよく食べる子どもをめざします。
- ・友達や保育士との関わりを喜ぶ子どもをめざします。
- ・乳児期というとても大切な時期の愛着関係、三項関係、自我の芽生えという年齢を学習と共に保育していきます。

7 行事

- ・避難訓練…下馬みどり保育園と共同で実施します。
- ・お誕生会は独自で実施します。
- ・懇談会をぜひ実施したいです。

8 職員研修

- ・県や市、民間団体が主催する研修会に参加します。
- ・職員会議の中で、特に「0歳、1歳の発達と遊びについて」を位置づけ継続して取り組みます。下馬みどり保育園の0歳児・1歳児クラスでの研修を行います。
- ・保育雑誌や図書の購読に努め自主研修を心がけます。
- ・医療労働者という保護者の立場を理解しながら、子育てを支援できるよう、未満児保育も然り、学童児の研修も計画していきたいです。
- ・安全衛生管理マニュアルや事故ガイドラインを年度はじめから学び、安全な保育にも気を付けていきたいです。

9 職員集団

- ・正規職員が中心となりながら、定期的を開催し意思統一していきたいです。
- ・職場会議を定例化し、「ほう れん そう」を徹底し情報を共有化していきます。

古川くりの木保育園

2018年度、古川くりの木保育園の保育所経営を次の計画ですすめていきます。

事業規模

(1) 入所児数

5年目の今年は、定員75名に対して0～4歳児69名が持ち上がり、新たに10名の0、1、3歳児が入所し79名でスタートします。

年齢	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
0歳	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	72
1歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
2歳	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144
3歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	168
4歳	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	204
5歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	216
合計	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	79	948

(2) 職員体制

正規職員15名（保育士1名採用）に、臨時職員1名・パート職員14名の職員総数30名で行います。うち保育士2名、管理栄養士1名は産休・育休に入り、パート保育士1名が8月に育休明け復帰します。

一時保育は、正規1名とパート1名で行います。

今年度は、園長、主任、副主任が新任し、全体的に若い職員で構成されています。他に嘱託医として古川民主病院の内科医師・歯科医師各1名となります。

	保育士	栄養士	調理員	看護師	園長	事務・用務	合計
正規職員	13	1			1		15
臨時職員	1						1
パート 6.0H	4		1	1			6
パート 5.0H	1		1			2	4
パート 4.0H	3		1				4
パート 3.0H							0
合計	22	1	3	1	1	2	30

(3) 保育事業内容

- ① 基本的運営は、新制度の公定価格による運営費と特別事業の補助金・利用料と大崎市独自の補助金（私立保育園運営費補助と障がい児保育補助）で運営します。
- ② 特別保育事業として、乳児保育（6名）障害児保育（1名）、一時・特定保育（1日平均5名）病後児保育（月平均5名）、延長保育事業（標準時間—1時間延長児15名、短時間—延長児3名）、地域子育て交流「遊ぼう会」を行います。

(4) 職員の業務分担と役割

- ① 園長、主任保育士1名、副主任2名の管理部体制のもと運営にあたります。園長は、園全体の運営管理指揮をとります。主任保育士と副主任は6クラスの保育を把握し職員間や保護者の連携をはかり、関係が円滑にすすむよう努めます。
- ② 一時保育と病後児保育は、昨年度の状況を踏まえ、要望に応えられる体制づくりを担当職員を中心に管理部が協力して進めていきます。
- ③ 食育については、栄養士を中心に給食職員と保育士が連携しながら、家庭・保護者と情報を共有・協力して取り組みます。
- ③ 保健業務については、看護師を中心に管理部・保育士と連携しながら園児の健康管理と保護者支援に努めます。同時に利用希望が多い病後児保育の取り組みを、大崎市と相談しながらさらに充実を図っていきます。
- ④ 会計事務については、事務職員が経理会計と日常の事務全般を担当し、園長が責任を持ち、本部の指導のもと園経営の安定と事務業務の向上に努めていきます。
- ⑤ 保育室・園庭・遊具等の安全や環境整備は、用務職員と管理部が協力して維持管理と整備に努め改善を図っていきます。

(5) 設備・環境・保育材料について

- ① 保育や行事に必要な備品の充実と教材・玩具の購入を計画的にすすめ、発達に応じた使い方や環境づくりに努めます。
- ② 保育する中、不具合や改善が必要なところは、園児の安全の観点で建設業者等と相談しながら改善・改修に努めます。
- ③ 園庭や周辺の散歩コースに危険がないか、地域の方の協力のもと安全点検に心がけていきます。
- ④ 災害時用の自家発電機を準備します。
- ⑤ 園庭手洗い場のコンクリート部分をコーティングする工事を行います。

2. 保育内容

(1) 保育目標と主な行事*

- ① 児童憲章及び児童福祉法の精神のもと、子どもの最善の利益を守り、子どもたちの心身の健やかな育ちを保障するよう保育指針を重視していきます。各年齢にそった活動を通して、しっかりした自我を持ち仲間と共に育ち合い、豊かな知的興味と感性を育

てていきます。

② 行事予定

月	主な行事	月	主な行事
4月	入園式・父母懇談会・前期内科健診	10月	運動会・総合避難訓練 後期内科健診・保育参加（幼児）
5月	子どもの日祭り・春の遠足	11月	収穫祭・不審者訓練
6月	総合避難訓練・歯科検診	12月	クリスマス会・餅つき会（地域交流）
7月	夏まつり（地域と交流）	1月	育児講座・後期歯科検診
8月	お泊り保育、	2月	節分豆まき会・父母懇談会
9月	保育参加（乳児）	3月	ひな祭り会・卒園式・修了・進級式

月例行事・誕生会・地域交流活動「あそぼう会」・避難訓練

地域の方々と繋がりを持ち、交流できる一年にしていきます。世代間交流では地域のおじいちゃん・おばあちゃんを招いて、地域の方と一緒に餅つきをし交流していきます。

(2) 保育対象

生後8週の産休明けから就学前まで保育を行います。

(3) 保育時間

大崎市では短時間認定の場合、8時から16時までの利用。その前後を超えた場合は延長保育となります。標準時間認定の場合、7時から18時まで利用。18時～19時は延長保育となります。土曜保育については7時から18時までとします。

(4) 保育方針

① 今年度は新入園児10名を迎え入れ79名になります。乳児組は30名、幼児組は49名になります。今年度は、幼児組の人数が昨年度同様増加し、集団作りにねらいを置きながら、友だちに認められながらいきいきと生活できるように活動に取り入れていきます。そして一人一人が安心して自分を表現でき、子ども自身が主体となる生活を大事にしていきます。

健康管理として、年2回の内科健診と年2回の歯科健診を行います。

② 集団づくりとして、0歳児は担当制、1歳児は少人数制、2・3歳は2人組、4・5歳児はグループ活動などを取り入れその中で自分の思いを伝えたり、相手の気持ちに気づき仲間の中で育ちあえる保育をしていきます。また、昨年度から始まった異年齢の縦割り保育を幼児組で行い、様々な年齢の友だちと交流する中で頼られたり、憧れの気持ちを持てるように活動に取り入れていきたいと思います。

③ 子どもの発達を十分に理解しあえるよう職員研修（園内・外部）を積極的に行っていきます。また年2回の総括会議を含め、日頃から園全体で子どもの姿を伝え合うことを大切にしていきます。さらに乳児部、幼児部の会議で“場面記録”の実践を位

置づけ、子どもの捉え方について共通認識をし、日々の保育に活かしていきます。また、日々の実践を子どもの姿から語り何でも話し合える職員集団を作っていきます。

- ④ 障害を持っている園児が 5 歳児 1 名になります。職員全体で理解を深め障害を持っている子への援助と保護者の支援を行います。また、隣接の発達支援センターと協力しながら交流を深めたり、障害児の理解や一緒に学ぶ機会をつくり保護者支援につとめます。
- ⑤ 食育の一環として、野菜に興味・関心を持ち自分たちで野菜を育てる喜びが持てるよう、栽培活動に取り組みます。夏の収穫祭として、子ども達が育てた野菜を収穫調理し、味わう経験ができるようにしていきます。また、地場産給食を通して地域の野菜に触れ、味わい地域で育てた野菜に興味を持ち感じられるようにしていきたいと思ひます。

(5) 安全管理

- ① 古川くりの木保育園の安全マニュアルづくりや、園内にある危険箇所を職員同士で確認しあい事故防止に全職員で取り組みます。また、定期的に環境整備点検を行っていきます。
- ② 災害対策として、毎月の避難訓練と年 1 回の不審者対策訓練、年 2 回の総合避難訓練を、消防署や隣接の障害者事業所と協力して必要な経験を身につけていきます。水害の訓練も年 1 回行っていきます。
- ③ 災害の経験から自家発電機の準備をします。非常食は 2 階テラスとこぐまに置くなど水害時に備え置き場所を変更します。
- ④ 避難場所や緊急時のマニュアルなどは、おたよりや園便り等に載せながら日々確認していきたくと思ひます。保護者へは、災害伝言ダイヤル『171』を利用しその旨も保護者に周知していきたくと思ひます。
- ⑤ 不審者対策のため、保育園での保育中・散歩中の対応について職員間で共通理解をもち、行動できるように確認していきたくと思ひます。園外保育（散歩先など）で起こる災害について、職員と確認し共通の避難場所や訓練を行っていきたくと思ひます。

3、保護者支援

- ① 保護者が安心して保育園に子どもを預けることができるよう日々の伝え合いを大切にし、信頼関係づくりに努めていきます。また、子どもの成長や育ちを伝えあい子育てをともに共感していきたくと思ひます。
- ② 子育ての悩みなどに丁寧に応えながら、子どもの発達にとって何を大切にしていかなければいけないのかを共に考えていきたくと思ひます。（生活リズムの大切さ『早寝・早起き・朝ごはん』、メディアの影響、丈夫な体作りなど）
- ② 年 2 回の平日午後の父母懇談会と前期の保育参加をとおして、保護者と理解を深め、保護者同士が繋がる場として行きます。また、必要な支援ができるよう職員間の

情報交換を密にしていきます。

- ③ 一時保育事業では、様々な生活状況のお子さんを預かる中で、保護者の子育ての悩みなどに寄り添っていきます。
- ④ 病後児保育では、園内の保護者はもとより就労しながら子育てをしている方が利用できるよう看護師と連携していきます。また、市内の保育園や小学校に案内を出し広く知らせていきます。行政に対しては補助金について働きかけていきます。
- ⑤ 保護者理解の面では、5歳児（前期）や障害児（父母懇談会后）については個別面談を位置づけるようにし、保護者の思いや悩み、家庭の状況を把握することを努めていきます。また、必要に応じて面談をしていきます。
- ⑥ 育児講座を年1回行い、初めての就学に向けて保護者と学び合います。

4. 職員の研修と評価

- ① 研修計画を立てて職員一人ひとりの専門性を高めていきます。法人理念に基づいた保育や子どもの発達の学習などを行い全職員で共通認識のもと保育していきます。
- ② 県連や法人・保育園内外の研修に多くの職員が参加できるようにしていきます。また、自主研修など学び合う環境づくりをすすめていきます。
- ③ 異年齢保育、年齢ごとの集団づくりについて、学んでいきます。法人保育園の合同研修や保問研、合研などに参加して、学び合う機会を作っていきます。
- ④ キャリアパスの計画に基づきながら、職員の自己評価や面談を行い、職員の課題や目標を明確にし、共通理解を深めながら一人一人の専門性を高めていきます。中堅職員をはじめ、クラスのリーダーが力を発揮できるように、保育を共に考え支え合えるようにしていきます。
- ⑤ 保育制度や社会保障、戦争法案など情勢について積極的に学び学習を位置づけ運動していきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 就学に向けて幼・保・小の連絡会や児童要録の伝え合いの中で小学校との連携を行い子どもの育ちの連続性が作れるように努めます。
- ② 園の行事や地域の行事を通して、地区役員さんや地域のみなさんとの関係を築いて積極的に地域の行事に参加していきます。
- ③ 地域の小学校や中学校からの見学や職場体験の要請に積極的に応えながら交流を図っていきます。また近隣の大崎中央高校・誠真短大のボランティアや保育実習の受け入れ交流を大事にしています。また、高齢者施設を訪れ交流をはかりたいと思います。
- ④ 遊ぼう会（5月～12月）や地域交流事業等を取り組みながら地域に開かれた保育園をめざします。（障害者事業と協力して）

6. 今年度の重点事項

- ① 全職員で(中堅・新人も含め)、法人の理念や保育方針に基づき、年齢ごとの発達、子どもの捉え方を学んでいきます。場面記録については、乳児部・幼児部の会議に位置づけ引き続き学び合いをしていきます。
- ② 各年齢における集団づくりについて全職員で学習し実践していきます。また、異年齢交流保育について学習し実践していきます。
- ③ 全職員会議では、職員が主体となって参加し『子どもの姿から語る』『何でも話し合える』ことを大事にしていきます。学習では、社会保障や情勢も取り入れて学び合っています。
- ④ 子ども・子育て支援新制度については、引き続き職員・保護者と協力しながら学習と運動を進めていきます。
- ⑤ 全職員の心身の健康管理を大切に、生き生きと働けるような職場づくりをしていきます。
- ⑥ 病後児保育事業では、利用者の減少がみられ各保育所・小学校に広めて多くの方に、安心して利用できる事業になるよう努めていきます。補助金についても行政に引き続き働きかけをしていきます。

岩切たんぽぽ保育園

2018年度、岩切たんぽぽ保育園の経営を次の計画ですすめていきます。

1. 事業規模

(1) 入所児童数

今年度は次のような入園児数となります。このうち新入園児は18名の見込みです。

定員90名

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0歳	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
1歳	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
2歳	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
3歳	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
4歳	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
5歳	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
合計	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83	83

(2) 職員体制

	園長	保育士	栄養士	調理員	看護師	事務	用務員	合計
正規職員	1	14	1					16
臨時職員								0
パート6H								0
パート5H				2		1		3
パート4H		2		1	1			4
パート3H		1					2	3
合計	1	17	1	3	1	1	2	26

*嘱託医…宮林こどもクリニック ・ 松田歯科医院

(3) 業務分担

職種	人数	業務内容
園長	1	園全般の管理運営・統括、会計責任者
主任保育士	1	保育全般の把握及び指導、業務管理、保護者支援
クラス担任保育士	11	クラスの保育及び指導計画、日誌等の事務
フリー保育士	2	休暇等の代替え
障がい児担当保育士	1	障がい児の支援、援助
延長保育士	2	早番・延長

看護師	1	児童の健康管理、 保健指導
栄養士	1	給食全般に関する業務（献立・調理・食育）
調理員	3	給食調理 給食室清掃
事務員	1	事務全般（出納業務・経理・その他の事務）
用務員	2	環境整備 清掃 下膳等
合 計	2 6	

（４） 保育事業内容

①基本的運営は、公定価格に基づいた委託費・各種補助金・利用料（延長保育・主食代）によります。

②特別保育事業は、次の通り実施します。

事業名	内容	備考
延長保育事業	18:15～19:15 の 1 時間延長	利用料 3,000 円
	18:15～20:15 の 2 時間延長	利用料 5,000 円

2. 保育内容

（1） 保育目標と主な行事

児童憲章、新保育指針に基づいて、子ども達の心身の健やかな育ちを保障するように取り組みます。「寝る・食べる・遊ぶ」などの基本的な生活を大事にし、あたたかい人とのかわりを保育の中心とします。

職員は子どもの人権を大切に、ひとり一人の子どもが、自分の思いを十分出せること、仲間とともに育ちあえる関係をつくり、豊かな知的興味と感性を持った子どもに育つよう、創意と工夫のある保育内容を追求します。

年間行事は以下の通りです。

月	行 事 名
4	入園式 内科検診
5	親子遠足（3歳以上児）
6	歯科検診
7	七夕会 就学児体験保育（仙台市天文台） プール遊び
8	プール遊び
9	
10	運動会 内科検診
11	収穫祭
12	発表会 昔遊びの会
1	お店屋さんごっこ ほうねん座公演

2	豆まき 交通安全教室
3	ひな祭り会 卒園式 進級式 コージーケア訪問（年長児）

*上記の他、誕生会と避難訓練は毎月開催します。

(2) 保育方針

- ① 健康で安全に過ごせるように環境を整え、ひとり一人に必要な配慮ができるようにします。また、一年を通じてクラス担任と看護師が連携し感染症の予防に取り組みます。子どもの発達に応じて、手洗い、うがい、歯磨きなどの習慣が定着するよう指導していきます。
- ② 子どもの発達を十分に理解し、1年を見通した活動に取り組めるようにします。日常的に子どもの姿を伝えあい、職員全体で一人一人の子どもを見ていく視点に立てるようにしていきます。
- ③ 子どもの内面をとらえ、どの子どもも安心して自分を表現でき、気持ちよい生活ができるようにしていきます。また、さまざまなことに意欲的に取り組めるよう保育内容について検討していきます。
- ④ 障がい児は4歳児クラスに1名となります。発達への援助とともに、クラスの仲間と育ちあう関係づくりを大事にしていきます。
- ⑤ 「食べることは生きること」を基本に、給食職員と担任が連携し食育活動に取り組みます。

(3) 安全管理

- ① 安全管理マニュアルを全職員で確認する、ひやりはっと報告を共有して安全に対する意識を常に持てるようにします。園外保育（散歩）、毎日の登降園時は、交通量の多い道路に面していることから、安全への配慮が特に必要となるので、園児、保護者への注意喚起を同時に行っていきます。
- ② 毎月の避難訓練では様々な想定で計画し、職員一人一人が自ら判断し、また連携した行動をとれるような内容にしていきます。
- ③ 安全な生活がおくれるよう、保護者に対しても必要な情報を伝え、共通の認識で取り組めるようにしていきます。（園門扉の施錠、服の安全性、靴、遊具での遊び方等）

3. 保護者支援と連携

- ① 保護者との信頼関係を築ける様、疑問には丁寧に応えるようにしていきます。保護者の生活実態や仕事の状況が理解できるように努め、子育ての思いに寄り添い、よりよい子育てができるように支援していきます。
- ② 各クラス年2回の懇談会や保護者参加の行事などを通して、保育園を理解してもらえようとするとともに、保護者同士が子育ての楽しさを共有できる場となるようにしていきます。また、大きな行事後と年度末にはアンケートをとり、保育園への評価と捉え、職員で共有していくようにします。

- ③ 看護師の専門性を生かし、子どもの健康に関する相談などを通して育児不安が軽減できるような支援をしていきます。

4. 職員の研修と評価

- ① 新入職員とともに、ひとり一人の子どもを大事にする保育の意味がとらえられるように学習をすすめていきます。子どもの発達について学び、実践記録を通して、共通の認識がもてるようにするとともに、職員の不安や疑問にも応え、保育に意欲的に取り組めるようにしていきます。
- ② 園内外の研修にどの職員も参加できるようにし、学んだことを復命することで、全職員の学びにつながるようにします。
- ③ 自己評価、保育園評価を計画的に行い、よりよい保育ができるようにしていきます。

5. 小学校や地域との連携

- ① 地域の未就園児を対象に親子で触れ合うわらべうたを中心に「あそぼう会」を開催します。
- ② 地域の子どもの健全な育成を図るため、「岩切子どもネットワーク会議」に参加し、関係機関との連携を深め、各種行事にも職員が参加できるようにします。また、小学校と連携をとり子どもの成長の連続性を図ります。
- ③ 老人介護施設コージーケアホームを年1回訪問し（年長児）たり、岩切市民センターを拠点に活動している「青麻ぼっこの会」や「老壮大学」の方たちによる昔遊びの会を実施し、様々な年齢の大人たちとふれあうことを大事にします。

6. 今年度の重点目標

- ① 法人理念・保育理念が保育の中で理解できるよう、学習や園内研修を計画的に進め、子どもの見方が一致できるように取り組みます。
- ② 保育内容、特に生活部分についての取り組みが系統的にできるよう学習し実践をすすめていきます。
- ③ 子どもの安全に対する意識を持ち、園全体で、けがや事故のない保育をめざします。
- ④ 主体的に保育に取り組めるよう援助し、行事などの役割分担を通してどの職員も全体を把握していく力を身に付けられるようにします。
- ⑤ 職員一人一人が健康で生き生きと働けるような職場環境をつくっていくために互いに尊重し合い、十分なコミュニケーションが取れるようにしていきます。
- ⑥ 社会情勢を学び、子どもを守る立場で、平和で誰もが安心して生活していくことができる社会をめざし職場全体で社会保障運動に取り組みます。

障がい児者サポートセンター てとて

1 各事業の基本方針

(1) 【児童部門】

住み慣れた地域で相談から療育までのワンストップでの支援、そして幼児期から少年期までのライフステージで個々の状況に応じた専門性のある支援が多機能に提供できるセンター機能の定着を図ります。

(2) 【就労部門】

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

(3) 【相談部門】

身体・知的・精神など障がいのある方や、その家族が抱える様々な悩みや困りごとについて相談を受け、必要な福祉サービス計画を作成しながら、福祉の制度及び地域にある資源の情報を提供します。また、各機関と連絡調整を図りながら、利用者のニーズに応えるよう努めます。

2 施設運営の方針

【児童部門】

- (1) 個々の発達状況に合わせた早期かつ専門性をもった支援の実施
- (2) 地域関係機関・専門職及び家族との連携による発達支援の実施
- (3) ライフステージに対応した支援体制の構築
- (4) 相談から療育まで一貫した支援が可能な児童発達支援センター機能の定着化
- (5) 地域に開かれた児童発達支援センター事業の展開

【就労部門】

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織づくりを目指す。

3 児童発達支援事業所の取り組み

(1) 児童発達支援センター りんごのほっぺ

重点目標・・・年間を通した利用率の安定

①取り組み内容

項目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
集団活動	集団での遊び、運動、創作等の活動を企画、提供していく。
個別指導	個々の発達の状況に応じた運動遊び、感覚遊び、コミュニケーション支援を実施していく。
生活習慣	食事、排せつ、着替え、片付け等身辺面の自立に向けた支援を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

- ・事業所と自宅の往復の送迎を実施する。

③食事提供の体制

- ・当センターにて調理員が調理し、衛生に留意するとともに適温で提供を行う。
- ・隣接するくりの木保育園栄養士と連携を図り、年齢に応じた食事量及び内容で提供する。
- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

④嘱託医による健康診断

- ・健康状態及び発達状態等の把握のため、健康診断を年に2回実施していく。

⑤行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内 容	実施月	内 容
5月	小遠足①	10月	遠足
6月	保育参観①	12月	保育参観②・クリスマス会
7月	小遠足②	2月	豆まき
9月	前期健康診断	3月	後期健康診断
			修了式・保育参観③

※夏季期間…水遊び 冬季期間…雪遊び

- ・家族とは常に発達状況の共有を図り、家族の不安軽減を図りながら一体になった発達支援を実施していきます。

(2) 放課後等ディサービス てくてく

重点目標：①発達状況に応じた安心・安全な療育支援

：②子どもたちの活動できる環境の整備

：③報酬改正に対応できる体制づくり

①取り組み内容

項目	具体的内容
個別支援計画	利用者様の障害特性を理解しつつ、家庭及び学校での生活状況等について情報を共有しながら個々に応じた計画書を作成し、支援実施状況の把握と評価を実施します。
集団活動	地域の社会資源（消防署の見学、介護施設との交流等）を有効に活用しながら、集団生活に必要なスキルを習得することができるサービスを提供します。
個別指導	個々の発達状況に配慮しながら、ADL の向上及び情緒の安定、コミュニケーションスキルの向上を目的とした支援を実施します。
生活習慣	一日の生活リズム（自宅⇒学校⇒放課後デイ⇒自宅）等を大切にしながら、基本的な生活習慣（着替え、片付け、排泄等）を身に付けることができるよう支援します。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に随時応じるとともに兄弟や保護者同士の交流の場を企画、開催していく。

②送迎サービス体制の整備

- ・学校から事業所、事業所から自宅までの送迎を実施する。
- ・休校日及び長期休校日は、事業所と自宅間の送迎を実施する。

③おやつを提供

- ・アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとします
- ・自分たちでおやつを作る機会を提供します。

④行事、家族との連携・交流等

- ・季節毎に年間の行事を定め、季節行事の経験、小集団での社会体験の場としていく。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	10月	紅葉狩り
5月	社会見学	11月	社会見学
6月	茶話会 遠足	12月	クリスマス会
7月	親子クッキング	1月	雪遊び
8月	電車体験	2月	豆まき
9月	芋煮会 遠足	3月	ひな祭り

※7月～8月学校夏休み ※12月下旬～1月上旬学校冬休み

※3月下旬～4月上旬学校春休み

(3) 保育所等訪問支援 てとて

重点目標・・・①児童発達支援との密な連携の構築

②学校関係への事業内容の周知

【取り組み内容】

項目	具体的内容
個別支援計画	障害児の身体、精神の状況及びその置かれている環境に応じ計画書を作成し、実施状況の把握、評価を実施していく。
訪問支援	保育所等の施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援（利用者及び保育士等へ）を実施していく。
家族支援	家族からの医療・福祉・生活等のご相談に応じるとともに、希望に応じて療育技術の指導を実施していく。

(4) 相談支援事業所てとて

重点目標・・・①相談支援専門員の増員（1名から2名）

②介護保険と障害福祉サービスの連携（共生型サービス）への対応

③介護保険制度の理解を深める

項目	具体的内容
計画の策定	相談に来所された方のアセスメントを実施し、当事者及び家族のニーズに寄り添った計画書を作成します。
訪問支援	計画策定後の定期的なモニタリングを実施します。
家族支援	家族からのニーズに応じて、医療・福祉・行政等と連絡調整を図ります。

4 就労支援事業所の取り組み

①【就労移行支援事業】

※平成29年4月より休止中

重点目標…利用者様のニーズ及び報酬改定の動向を考慮しながら、状況に応じて再開することも視野に入れつつ動向を見守る

項目	具体的内容
個別支援計画	就労移行支援に必要なプログラム（事業所内での生産活動及び社会適応訓練、現場実習）を基本とした就労支援の実施し、利用者の意向を踏まえた支援を行います。
訓練	事業所内外にて、一般就労に必要な知識、能力の向上のための訓練を行います。適正にあった職場への就労、定着を図ることを目標とします。

生産活動	生産活動の機会及び職業訓練、職場実習の場を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、職業訓練、実習等 <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。
実習及び求職活動等の支援	本人の適正、希望に基づき、必要に応じた施設外支援（現場実習・求職活動・在宅就労等本事業所以外で行う作業）や施設外就労（一般企業にて職員が付き添う作業）を行います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

②【就労継続支援A型事業】

重点目標・・・事業の再編という観点から、平成30年9月末で就労継続支援事業A型は一旦休止とする。今後の事業展開及び制度的な改正等の動向を見守りながら、状況に応じて再開することも視野に入れる。

項目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様の作業の継続性及び巧緻性を伸ばす個別支援計画を作成します。
訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な知識、技術、責任を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（弁当の製造）、仕分作業、出荷作業、配達 <工賃の支払> 雇用契約を締結して生産活動に従事した場合は、労働基準法及び最低賃金法その他関係法令に基づき、賃金を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

③【就労継続支援B型事業】

重点目標・・・①4月から6月の間に利用者を3名以上確保する。

②9月以降の平均稼働率を80%まで向上させる。

③農福連携による就労支援事業を展開する。

項目	具体的内容
個別支援計画	生産活動の中で適正な役割及び作業を提供しながら、利用者様がやりがいをもって生産活動に参加することのできる個別支援計画を作成します。

訓練	当事業所内において、生産活動を正確かつ適切に行うために必要な生活リズムの構築及び継続性を習得するための訓練を行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 ※食品製造（惣菜加工・委託業務作業、配達等） <工賃の支払> 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行います。健康保持、傷害時の適切な支援を行います。

④関係機関との連携

- (1) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (2) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (3) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

⑤送迎サービス体制の整備

- (1) 多機能型就労支援事業所として古川を利用時には、事業所と自宅（停留所）の往復の送迎サービスを実施する。（停留所に関しては、利用者と協議の上検討する）

⑥食事提供の体制

- (1) 利用時の昼食は、てとて古川の給食を提供する（実費・・・150円）。
- (2) 昼食については、希望する方に提供する。
- (3) アレルギーの有無については、利用前に確認し、有の場合には主治医からの診療情報提供書等で指示を仰ぐものとする。

⑦行事等

- (1) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4月	お花見	12月	クリスマス会
8月	夏祭り		
10月	芋煮会		

※上記以外の月に関しては、利用者と協議の上行事等を企画をしていく。

- (2) 家族、兄弟・姉妹児と一緒に参加できる行事を開催し、家族間での交流を図る。
- (3) 近隣保育所等と合同での行事を開催し、交流を図る。

5 地域との交流、地域資源の活用

- (1) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- (2) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持つていく。

6 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 会報「てとて」の発行・・・年3回（6月、10、2月）
- (2) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

7 苦情及び相談への対応

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- (2) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底
- (3) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

8 人材育成及び研修計画

- (1) 内部研修
 - イ 障害特性等理解のための研修の実施
 - ロ 個別支援計画検討会の実施
 - ハ 伝達研修の実施
 - ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
- (2) 外部研修
 - イ 各関係機関の開催する研修への参加
 - ロ 資格取得のための研修受講（児童発達支援管理責任者等）
 - ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

9 防災計画

- (1) 避難誘導訓練の実施・・・年3回（7、9、11月）
- (2) 通報訓練の実施・・・年2回（8、12月）
- (3) 防災器具、設備の自主点検の実施

10 職員の健康対策

- (1) 職員の定期検診の実施・・・年1回

就労継続支援 B 型事業所 工房 歩歩

1 基本方針

地域で生活する障がいのある方々が「働くこと」を通して、一般就労や生産活動を行う中から働く事の楽しさを知り、また、生活していく力を養い、社会的自立に向け訓練から雇用までのステップアップを実現する事を目的に支援を図ります。

2 施設運営の方針

- (1) 利用者の適性、個性を大切にし、生きがいを持って働くことができるように支援する。
- (2) 地域社会との関わりや保護者及び関係機関・団体との連携を図りながら、利用者の社会的経済的な自立促進を目指す。
- (3) 経営基盤を安定させ、地域に貢献できる組織作りを目指す。

3 事業内容

事業名	サービス種別	職員構成	員数
工 房 歩 歩	就労継続 B 型	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者（サビ管を兼務） ・サービス管理責任者 ・職業支援員 ・生活支援員 	1 人 1 人 1 人 1 人

4 各事業の取り組み

【就労継続支援 B 型事業】

項 目	具体的内容
個別支援計画	PC 解体作業及び清掃作業を通して、個々の役割を明確にし、作業を細分化することで障害の程度に関係なく利用者様がやりがいをもって活動でき、一般就労へステップアップできるように長期・短期目標を設定して計画的な支援を行ないます。
訓練	事業所内及び、事業所以外（施設外就労）において、作業を通して技術の習得や社会人としてのマナーの習得、コミュニケーションスキルの向上を図り、日常生活のリズムの構築と作業の継続性を習得するための訓練を行ないます。

生産・清掃活動	<p>PC 解体作業及び、清楚作業の作業スキル向上と社会参加するうえで必要な「挨拶」「身だしなみ」「会話」などのスキルの向上を図ります。</p> <p>※PC 解体作業（ノートPC、デスクトップの解体、解体部品仕分け作業） ※清掃作業（清掃業務を委託された施設の清掃作業） <工賃の支払></p> <p>上記生産・清掃活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事した日数分を支払います。PC 解体（基本時間給 50 円）、清掃作業（基本時間給 100 円）からのスタートとなり、作業評価（自己評価+職員評価）を年 2 回（2 月、9 月）実施して基本時間給に評価給（10～100 円）を上乗せします。清掃事業の収益は安定しているので現状を維持し、PC 解体事業では青南商事に PC 解体単価の上乗せについて要望を出し、買いたい事業の収益改善を夏頃までに図っていきます。</p>
健康管理	<p>年 1 回の健康診断（坂総合病院）実施及びインフルエンザの予防接種などを実施しながら、利用者の健康状態に注意するとともに、希望に応じて服薬の管理・記録を行ないます。健康保持、傷害時の適切な支援を行ないます。</p>
欠席時の対応	<p>当日急に休まれる場合、連絡がなく休んだ場合には、安否確認を含め電話連絡等必要な支援を行います。また、5 日以上連続して利用がなかった場合は利用者様ご家族の同意のもと、ご自宅を訪問して相談や支援を行います。</p>

5 関係機関との連携

- (1) 法人内他施設、事業所との連携を通して、相談支援システムや地域住民・社会資源・関係団体等とのネットワークの構築を図る。
- (2) 地域関係機関、専門機関との連携を強化し、地域の機関とともに就労支援を展開する。
- (3) 先駆的な取り組みをしている施設・事業所を見学し、より良い支援方法を取り入れていく。

6 行事等

- (1) 季節毎に年間の行事を定め、社会体験の機会となるよう支援する。

実施月	内 容	実施月	内 容
4 月	交流会（お花見）	10 月	芋煮
5 月		11 月	

6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

7 地域との交流、地域資源の活用

- (2) 地域行事等の参加を通し、地域に開かれたセンターの定着化を図る。
- (3) 近隣公共施設を有効に活用し、社会体験の機会を持っていく。

8 情報公開、個人情報保護の取扱

- (1) 個人情報保護規定に基づく個人情報の適正な維持・管理を実施
 - イ 利用者及びその家族等の個人情報の保護の徹底
 - ロ 会報紙等への写真掲載に関する利用者及びその家族の同意

9 苦情及び相談への対応

- (1) 苦情解決責任者、苦情受付担当者の配置
- (2) 受付制度及びその内容について、利用者及びその家族等のへ周知徹底
- (3) 相談受付後は状況確認や改善等の対策を実施し、相談者へ速やかに対応していく。

10 人材育成及び研修計画

- (1) 内部研修
 - イ 障害特性等理解のための研修の実施
 - ロ 個別支援計画検討会の実施
 - ハ 伝達研修の実施
 - ニ 法人で開催する採用時研修と継続研修への参加
- (2) 外部研修
 - イ 各関係機関の開催する研修への参加
 - ロ 資格取得のための研修受講（サービス管理責任者等）
 - ハ 先駆的に事業を開始している施設への見学研修の実施

11 防災計画

- (1) 避難誘導訓練の実施・・・年2回（5月、11月）
- (2) 防災器具、設備の自主点検の実施

12 職員の健康対策

- (1) 職員の定期検診の実施・・・年1回

仙台市宮城野児童館

・管理運営の基本方針

宮城野児童館は 2007(平成 19)年に仙台市の指定管理を受け、社会福祉法人・宮城厚生福祉会の掲げる、①地域の皆様の参加で支えられ、地域に開かれた施設づくり ②赤ちゃんから高齢者まで、一人ひとりを大事にするまちづくり ③保育園や施設ご利用の方々(乳幼児から高齢者またその家族)をはじめ地域の皆様が主人公、という三大理念の下に、11年間当館の運営をしてきました。

近年、国レベルでは新児童福祉法を定め、厚労省は『子ども・子育てプラン』を策定し、仙台市も 2015 年 3 月『すこやか子育てプラン 2015』を発表しました。

このプランの内容は私たちの法人が掲げている理念の課題とも一致するものがあり、法人理念の追求が、今日的な課題を克服していく道であると考えます。

児童館は 18 歳までの子どもが自由に出入りできる居心地のよい遊び場であり、地域の中に存在する集いの場・潤いのある空間です。そして、遊びを通しての豊かな人間形成をめざし、地域内のすべての子どもたちの健全育成を図る地域活動の促進に力を注ぐことが主たる機能であると考えます。

この基本機能を踏まえながら、「地域における子育て支援」「全ての子どもたちの健全育成」「地域における子どもたちの環境づくり」、そして「全世代間交流の中での子育て支援と健全育成」を 4 つの柱として、社会的期待に応える児童館づくりを今まで以上に追求していきたいと思えます。

その運営にあたって、次の項目を運営の基本方針としたいと考えています。

- ①地域に開かれ、子どもが主人公の遊びの場とする。
- ②子どもたちの心身の健全育成のための遊びや自主活動の応援を推進する。
- ③世代間(乳幼児・小中高生・高齢者)交流や異年齢集団の中で、豊かに育ち合う場とする。
- ④親が、安心して働ける社会環境の整備の一環としての放課後児童クラブを充実させる。
- ⑤要支援児、不登校、子育て不安等への相談場所として機能させる。
- ⑥地域住民や関係機関との連携による子育て支援活動を推進する。
- ⑦子育てや児童文化の情報の発信基地として活動する。
- ⑧中学・高校生向けの事業や自主企画の支援をすすめる。
- ⑨子どもの生命を預かる使命を自覚し、職員研修、安心かつ安全な施設の維持管理を精励する。
- ⑩積極的に小学生・中学生・高校生をはじめ、地域の方たちのボランティア活動を拡充する。

今年度は5年生(一部6年生)への受け入れ拡大、昨年度は東宮城野小マイスクール児童館の開設という制度改変を迎え、これまでの基本方針に次の2点を加えます。

- ⑪高学年児童の活躍の場を充実させる。
- ⑫宮城野小学校・東宮城野マイスクール児童館との連携・協力を一層推進する。

1、利用者サービスの向上

1. サービス提供及び苦情等への対応にあたっての責任体制

児童館運営は、児童館を利用する子どもたちはもちろんのこと、すべての利用者の方々、地域住民の方々へのサービス提供の向上を常に念頭において行われなければならないと考えます。その責任体制は、館長を中心とした児童館を構成する職員が基盤となります。また指定管理の法人として、法人事務局に児童館事業の担当者を配置してきました。責任体制として児童館事業責任者と児童館館長が管理部となり、管理運営にあたっていきます。この体制の下、館長が具体的な職務分担をし、任務遂行の責任を正規職員およびパート職員の全員が担っていきます。

(1) サービス提供に関わる職務分担

- ・館長＝管理全般

渉外関係(町内会、小・中・高等学校、幼保園、各関係機関、諸団体)及び防災計画策定、各種相談、児童クラブの入会・退会に関すること

- ・職員＝各種事業の立案と実施の担当

各クラブ(児童クラブ、幼児クラブ、乳児サロン等)担当、館だより・児童クラブだより、ホームページの更新などの広報活動、館内外掲示装飾、図書室運営、設備・備品の管理と整備。

これらを利用者ニーズに応えながら、今後も行っていきます。

(2) 苦情処理の対応

利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、宮城野児童館としての苦情解決の仕組みを整え、苦情解決責任者には館長があたり、他に苦情受付担当職員を配置しています。

また館内に苦情解決対応体制を掲示し、仙台市子供未来局放課後児童クラブ事業推進室、法人第三者苦情処理委員(委員は、鹿又喜治弁護士)の方へ、直接相談ができることをお知らせします。

なお法人として独自に苦情処理第三者委員会を開催し、法人の各施設内で発生した事故と第三者苦情処理委員へ直接苦情がないものでも苦情として受け付けたものについて委員会に報告し、審議・判断いただいております。また利用者アンケートを通じ、寄せられた苦情とその改善策を検討し、その内容を公表していきます。

随時、投書箱「みんなの声」の投書を検討し、苦情があればすばやい対応に心がけます。

2. サービスの質の確保と向上に対する考え方

サービスの善し悪しを判断するのは児童館利用の方々です。そのために『利用者アンケート』を実施し、その内容を職員で共有・検討し、具体的は改善策を立てて運営の改善に役立てます。そうしたことを重ねてサービスを向上させ、地域から親しまれ愛される児童館づくりを進めます。

児童館が安心と安らぎのある居心地のよい、子どもの遊び文化の城、地域のコミュニケーションの場として存在するために下記の6項目を掲げ、努力します。

(1) 利用者との共感、信頼関係を大切に築いていきます。

子どもたちから好かれる職員、全ての利用者から信頼され、親しまれる職員をモットーとし、中高生とも、若い親たちとも気軽に談笑し、話し相手となり、利用者が和やかに過ごすことができるように努めます。

(2) 利用者の苦情・悩み・困りごと・訴え・要望等を真摯に受け止め、親身に考え、相談にのり、問題解決を図っていきます。

(3) 気持ちのよい挨拶、公平かつ平等な対応、良質な文化の香りが醸し出される環境づくりを進め、図書室と遊具や玩具の充実を図っていきます。

(4) 事故防止に努め、環境整備、衛生管理、施設設備の安全等の定期的な点検活動を実施します。危機管理についても、日ごろから訓練を行います。保健衛生管理のために職員の研修を進めます。

(5) 来館者からの声を受け止め、それを運営に反映させていけるように、利用者アンケートを実施します。

(6) 投書箱「みんなの声」や「こども会議議題箱」を設置し、投書内容を職員みんなで受け止め、児童館運営に活かしていきます。

(7) 「いじめ」については早期対応と日常の観察を強め、解決を目指します。そのために小学校他諸機関との情報共有を進めます。

3. 地域特性を考慮したサービス提供の考え方

宮城野小学区の町内は、古くからの住人も多く住む一方、マンションや自衛隊官舎、JR 宿舎があり、転勤族も多い地域になっています。連合町内会は、小学校宮城野小と東宮城野小の2校にまたがる広範囲で構成され、町内会の数は10数余となっています。

また近隣には高等学校や福祉関係の専門学校もあり、高校生や専門学校生との交流も行いやすい恵まれた環境にあります。

このような地域の特性を考慮して、次のような点に取り組みます。

(1) 地域住民に広く、児童館の存在と機能役割を周知できるよう館だよりを中心に

広報活動に努めます。宮城野小学校全児童及び幼稚園・幼保園（所）児にも毎月
の児童館だよりを配布します。また中学校2校や高等学校にも館だよりの掲示を
依頼します。

特に昨年分離開設した東宮城野マイスクール児童館には当分登録児童人数分を
置き、子どもが自由に持ち帰れるようにしてもらいます。

その他、商店街、区役所、市民センター、コミュニティーセンターなどにも掲
示をお願いします。2つの町内会に市政だよりとともに児童館だよりを回覧して
もらいます。

- (2) パソコンや携帯・スマホなどからも情報を得られるよう、ホームページを開設し
月毎の更新をしてきました。今後はブログの投稿を増やし、新しい情報を広く知ら
せるよう取り組みます。

その中の「スタッフブログ」のページに臨時のお知らせを掲載し利用者の便に供
します

- (3) 保護者からの要望もあり、夏休みを目処に一斉配信メール配信の導入を検討しま
す。

これらの広報活動を通して、多くの地域住民に気軽に来館していただけるような雰
囲気作りとサービス提供に努めます。

- (4) 地域の方に児童館行事にも進んで参画していただき、地域の中での児童館の存在
感を高めていきます。地域の方を児童館の行事に招待することを検討します。

- (5) 地域と学校の交流を目指した学校開放事業「マイスクール宮城野」（宮城野小）
との積極的な交流を強化します。

- (6) 町内の子ども会の行事などで積極的に利用されるよう広報活動をすすめます。

- (7) 投書箱「みんなの声」と苦情解決制度の周知徹底を図り、サービス向上に生かし
ていきます。

4. 個人情報保護に関する考え方及び取り組み

情報通信が高度に発展してきた社会で、個人の情報の保護が重要な責務・課題になっ
ています。

「個人情報保護法」の遵守を最優先に位置づけて、館活動のすべての面で徹底します。
個人情報保護義務及び取り組みは、下記の通りとします。

- (1) 個人情報の利用目的を特定し、目的外の使用禁止 → 個人情報は、事故・災害時
の連絡、来館者名簿や児童クラブ、幼児クラブ等の名簿の作成目的のみに利用しま
す。
- (2) 個人情報は、不正な手段で取得しない → 情報提供者に直接記載または提出して
もらいます。

- (3) 利用目的を情報提供者本人に通知する → 記載または提出の際に利用目的を明らかにし、承認を得ます。
- (4) 正確な個人情報をデータベースに保持する→特に、住所・電話等は細心のチェック確認を行います。
- (5) 漏洩防止のための安全管理措置→記載された書類、文書及びパソコン等への入力後の厳密な管理保護に努めます。記録媒体管理簿で個人情報入力・出力の作業を適正に管理します。
- (6) 本人の同意なしに第三者に個人情報を提供しません。
- (7) 本人からの開示、訂正や利用停止請求に応じます。
- (8) 苦情への迅速な対応にあたります。

2、人材確保・育成等について

1. 人材確保・採用計画に対する考え方及び内容

人材確保・採用に関しては、法人事務局の決済事項であり、人材確保・採用計画は下記の通りです。また、宮城野児童館での質の高い安定的な児童館事業の継続を行っていくために、児童館として、法人理念・児童館事業方針の下での職員採用・職員育成・研修こそが大事であると考えます。

- (1) 児童館全体の管理運営の責任者である館長には、児童福祉・学校教育等の豊かな経験者を採用してきました。今後も同様にしていく予定です。
- (2) 2015 年度からスタートした放課後児童支援員の認定資格については、計画的に研修の受講をすすめます。
- (3) 新規採用者については子どもの最善の利益を追求できる資質を有している有資格者を優先的に採用し、採用後放課後児童支援員の資格の取得を促します。
- (4) 児童数に応じた適正な職員数の採用確保に努めます。

また職員の採用については、単年度の契約職員や時間パートの職員としての契約ではありますが、児童館運営の継続性の重要性を鑑み、当法人が仙台市との契約に基づき指定管理者として継続している期間は、本人からの退職などの申し出がなければ、継続雇用に努めます。

2. 人材育成・研修に対する考え方及び内容

児童館職員は子どもの人格形成までに及ぶ職責の重さを認識し、子どもを理解し、共感できる職員が求められます。また子どもたちと共に学び、共に歩む姿勢が求められます。より豊かな児童館づくりを担う職員は、未来を託す子どもたちの健全な成長発達、安全保護、そして命を預かる重く責任ある職務の従事者だと考えます。また理想と情熱

と希望を持った人材、子ども一人ひとりに応じた援助と支援ができる有能な人材の任用と適正な配置が求められます。

乳幼児、小・中・高校生、要支援児（者）の成長・発達を踏まえた対応をはじめ、保護者、高齢者、地域住民等とのよりよい関わりが求められるので、専門家としての指導員の資質、人格や識見の高さが問われます。

そうした人材育成のためには職員の研修は欠かすことができません。私たちは次の8つをめざし、日々その具現化に努めます。

- (1) 子どもの最善の利益を求め、その実践に向けて不断の努力を求めています。
- (2) 子どもたちが置かれている社会状況、生活の現実を的確に目を向け、認識し、適切な対応が行えるように自己研鑽、機関研修の保障と奨励、そして日々の館内研修を行います。
- (3) 子どもの遊びの文化の理論と実技研修、特に子どもの成長の糧となる健全で豊かな遊びの文化を学び充実させます。また職員自身の教えられる遊びの幅を広げます。
- (4) 来館する乳幼児・要支援児・高齢者等から見えてくる少子高齢化と要支援者問題を考え、高齢者・要支援者との共生の道すじを学びます。
- (5) 特別支援教育について研修し、児童に即した具体的な支援のあり方を検討します。
- (6) 全職員会議を毎週1回定期的に実施し、共通理解・認識、情報の共有に努めます。
また短時間の職員ミーティングを毎日実施し情報の共有に努めます。特に「子ども発見・子ども理解」の時間を会議の中心に位置づけ、職員の子どもの理解に役立てます。
- (7) 昨年度からスタートした放課後児童支援員の認定資格取得の研修を、年次計画を立てて受講を進めます。他、できる限り職員の研修機会を保障します。
以上のことを、館長はじめ職員全体の共通課題として、積極的に研修の場に参加していきたいと考えます。

3、健全育成事業について

1. 子どもの発達段階に応じたサービス提供に対する考え方

子どもの成長発達を促し、可能性を引き出す日常の遊び・活動を充実させていきます。また常時、子どもたちの表現の場を積極的に設けます。

【乳幼児期と親】

乳幼児・親子がくつろいで過ごせる場の開放、保護者のみなさんのおしゃべりタイムで心の開放を目指します。

- ①子育てサロン室 利用者アンケートの声を取り入れ、ランチタイムとカフェコーナーを利用しやすくし、仲間づくりと子育て談議の場を提供します。
- ②「赤ちゃんサロン」を毎月1回開催し、保健師や栄養士、小児科医など外部講師

を招いた育児相談や仲間づくりをすすめます。

- ③昨年始まった1歳児対象の登録制「ひよこクラブ」を一層充実させ、リズム遊び・水遊び・造形遊びなど多様な遊びを通して、幼児期に入った子どもの心身の発達を支援します。
- ④2, 3歳対象の登録制の「きらきらクラブ」の活動で、集団遊び、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、工作、伝承遊び、わらべうた、折り紙、お絵かきなどを実施し、幼児期に大切な心・感性、身体、知恵を育みます。季節の行事も数多く取り入れていきます。
- ⑤幼児向けの「ぷちぷち遊びの会」を毎月開催し、親子のふれあい・学びの場を提供します。
これは非登録制で、関心や都合に合わせて気軽に参加できるようにします。
- ⑥「おはなしポケット」では読み聞かせボランティアの協力を得、絵本の読み聞かせの会を月2回実施します。その中で手遊びやわらべうたなど伝承遊びの継承にも努めます。
- ⑦幼児向け行事の後には、子育て何でも相談タイムを持ち、日頃抱えている不安などの相談活動を行います。
- ⑧宮城野マイスクールで開催される「子育て教室」に協力します。

【小学生・学童期】

- A. 「自分の責任で、自由に遊ぶ」また「仲間と共に遊ぶ」子どもたちが育つための支援と個性を生かす活動を推進していきます。
 - (1) 手指を働かせ、道具を使い、作って遊ぶ、遊びの奨励
 - (2) 集団遊びで知恵を働かせる
 - (3) 頭脳を駆使する遊びの奨励
 - (4) 伝承遊びの面白さと魅力を知り、技を覚える
 - (5) スポーツで身体と頭と心を鍛える
 - (6) 読書の習慣をつける。歌や踊りや演劇を楽しむ
- B. 日常の遊び・活動を大切にしながら、子どもの個性特技を生かし伸ばすため、参加自由型の各種活動を展開していきます。
 - (1) 「図工タイム」では絵画、工作、土粘土、デザイン、造形遊び等を楽しむ。
 - (2) 「人形劇」などの制作と上演活動を行う。
 - (3) 「囲碁クラブ」「将棋クラブ」では入門指導からを対象に活動する。さらに各種大会にも参加しながら、県内・市内の他のクラブとの交流を図る。
 - (4) 「折り紙クラブ」は折り紙ボランティアや職員の指導で実施する。
 - (5) 「草花クラブ」を随時募集し、花壇の整備や種取りを子どもとともに行う。
 - (6) 「生き物係」を作り、動物への関心を育てる。

- (7) 「短歌づくりクラブ」を継続し、伝統的な短詩表現に親しむ機会を設ける。
- (8) ボランティアさんが始めた「英語でお話し会」を継承し、英語遊びや外国の絵本の読み聞かせを楽しめるようにする。
- C. 「子どもの権利条約」の精神を大切にし、『子ども集会』や『こども会議』を随時開催し、児童クラブの運営についての話し合いを重視します。また子ども達の自治能力を高め、こども企画行事を取り入れます。
- D. 4年(一部5年)まで登録が拡大されたことに伴い、中学年の活躍の場を増やし、発達段階に応じた行事を検討します。

【中学・高校生期】

- (1) 自由で開放感を味わえる場と時間があり、自分の存在が認められる喜びの体験や悩みの語り合いの機会を設けます。
- ・自主的活動の場を提供—音楽、運動、おしゃべり、読書、学習
- (2) 中学校職場体験活動や仙台工業高校2年生の家庭科保育の移動教室を受け入れ、中学生・高校生をはじめ専門学校や大学生ボランティア体験を定着させ、児童館を理解する機会的一端と「子どもたちの今」を見つめさせる場の提供に寄与していきます。
- (3) 仙台工業高校吹奏楽部の演奏会、模型部とのコマ撮りアニメの上映会・コマ撮りアニメづくり、建築倶楽部の生徒と大工さんによる木工教室も継続していきます。
- (4) 児童館を拠点とした「ピアノで遊ぼう」「ハンドベル」等のサークル活動の奨励や小学生と中学・高校生との交流、児童館行事への参加などを推奨します。
- (5) 思春期相談や不登校やひきこもり児童生徒の支援などは、学校や関係機関と連携して進めます。
- (6) 子どもに喜ばれる図書館運営を目指し、子どもの読書体験を豊かにします。新規購入の際には子どもからも希望を募り、運営の一端に参加できるように努めます。

2. 行事やプログラム等の考え方

子どもたちは、同年齢・異年齢の子どもたち同士の関わりの中で育っていきます。どの子どもたちでも参加できることを基本に置いた行事やプログラムを考えます。

【日常活動と各種行事】

- (1) 0歳児から就学前までの乳・幼児親子
- ① 児童館を育児談義ができる場ができる場とし、親子の仲間を求めて広く仲間からの学びあえるように支援します。
 - ② 『赤ちゃんサロン』
毎月1回の開催をすすめてきました。

- ・親子遊びを通しての親子の絆を深め、同時に保護者や子どもとの交流をすすめる。
- ・保健師、保育園園長、小児科看護師などの支援を受けながら学習会の開催
- ③『ひよこクラブ(1歳児)・きらきらクラブ(2・3歳児)』を各々月1回開催します。
 - ・それぞれ15組25組程度の親子集団で、歌う、体を動かす、描く、作って遊ぶ、飾りを作る、調理して食べる
 - ・リズム遊びをする、手指遊び、わらべ歌、粘土遊び、新聞紙や段ボールで遊ぶ、絵本の読み聞かせ、紙芝居、人形劇、おはなし会等に取り組む。
 - ・幼児向け非登録制の『ぷちぷちあそびタイム』を年10回程度開催します。
 - ・『ランチタイムとカフェコーナー』
 - 利用者アンケートで要望を取り入れ、学校の長期休業期間をのぞき、ランチタイムは平日連日開催に開催します。カフェタイムを毎月設定し、当面無料で各種飲み物を提供します。

(2) 小学生以上中高生対象

- ・集団の中で育つ・異年齢集団の中で育つ・遊びの中で育つ子どもたちを目指します。
- ・障がい児や要支援児にとっても安心して遊べる場にします。
- 〈日常活動〉多種多様・多彩な遊びと活動
- 〈クラブ活動〉・図工教室(絵、デザイン、工作、土粘土、段ボール工作)
 - ・草花育て・囲碁・一輪車・人形劇

(3) 全ての来館者対象

〈定例行事〉

こども映画館……毎月末の土曜の午後、地域の方にも喜んでいただいている『こども映画館』は継続・充実させていきます。映画の選定には子どもの要望も取り入れていきます。

囲碁教室・将棋教室……初心者から参加できる教室として会員増をすすめながら、様々な大会へも参加。毎月土曜日開催

おはなしポケット……読み聞かせや紙芝居、パネルシアターなど月2回実施

折り紙教室……季節の折り紙、遊べる折り紙、さらに作品の館内掲示など2ヶ月に1回他に 図工教室・短歌づくり教室・英語でお話し会・工作教室を定期的で開催します。

※囲碁教室、折り紙遊び、お話ポケット、図工教室では地域のボランティアの方が指導者として参加

〈企画行事〉

- ・毎月1回「もちつきなど季節の行事」「児童館まつり」「高齢者施設訪問」「集団遊び」等企画して実施。

- ・図書貸し出し
 - ・遊具等の使用他
- (4) 地域ボランティア（工作ボラ・折り紙ボラ・生け花ボラ・読み聞かせボラ・何でもボラ・中高生ボラ・文化財制作ボラ）と一緒に活動

4、子育て家庭支援

1. 子育て家庭支援に関する理念及び基本方針

子どもたちの中には、遊び相手が見つからない、公園に行っても誰もいない、自由時間が無いという子も見られます。又親も子も気持ちを発散できず、うまく関係が結べない場合もあります。「子どもの貧困」も含め児童館等福祉施設に支援を求められているものは少なくありません。

「育児の担い手」が保護者だけではなく行政や地域社会全体の問題として考えていく必要があると考えます。

宮城野児童館では具体的に次のような取り組みを行います。

赤ちゃん連れの親子から中高生まで自由に遊び、のんびり過ごせる居場所。高齢者も地域の誰でもが集いあえる場所。子どもたちを地域で包み込み、子育てを支援する「くつろぎ、やすらぎの場」～そういう児童館をつくります。児童館でできる子育て支援は、次のような内容です。

- (1) 子育てサロン
ランチタイム・カフェコーナーを設け、親子の自由な居場所、子育て相談の場にする。
- (2) 児童館主催の乳幼児クラブ
「幼児クラブ」「赤ちゃんサロン」「ぷちぷちあそびタイム」等、登録制と自由参加制の2本立てで開設する。
- (3) 会員制「子育て支援クラブ」（ボランティア組織）の再建をめざし、「地域で子育て」を実践していく。
- (4) 幼稚園・保育所関係者や保健師、民生児童委員を講師に招き、「子育て講座」を開く。
- (5) 高校生の赤ちゃんとおふれあう移動教室などを通して、「未来の主役は、子どもたち」を互いに認識していく。
- (6) 子育てに関する親の声に丁寧に耳を傾け、相談に応じ、要望にも応えられるように努めていく。
- (7) 職員が、子育て問題の認識を高める研修に努める。

2. 地域特性を考慮したサービス提供の考え方及び内容

当地域は、乳幼児を持つ若い親たちが多く、しかも二人以上の子どもを持つ家庭が多いところです。また、転勤族が多く、地域に身寄りや知人が少ない親たちが居場所を求め、話し相手を探し、コミュニケーションを求めています。

この地域における子育て支援事業として

(1) 登録制の幼児対象のクラブ

2・3歳児対象の「きらきらクラブ」1歳児対象の「ひよこクラブ」の例会を毎月実施し、親子の交流、仲間づくりをしながら、子育てに生かしていく場とします。
～集団ゲーム、リズム遊び、絵本の読み聞かせ、むかしばなし、紙芝居、人形劇、工作・絵画・粘土遊び、四季折々の行事を取り入れた遊び

(2) 0～1歳児対象の「赤ちゃんサロン」

毎月例会を実施し、子育ての悲喜こもごものおしゃべり・絵本やわらべうたでの楽しみ、育児相談の会にする。

(3) 幼児親子対象の随時参加できる、『ぷちぷちあそびの会』を開催する。

(4) 地域活動している様々なサークルへの活動の場を提供する。

(5) ランチタイム・カフェコーナー

ランチタイムは月～金の毎日設け、親子の交流の場にする。カフェを毎月運営する。

(6) おはなしポケット

毎月、午前中の親子連れ対象の「絵本」「紙芝居」「わらべうた」「手遊び」等々さまざまな子どもの遊びの文化を地域の読み聞かせボランティアや職員や来館者親子が演じながら文化を共有していく。

(7) 引きこもりの親、仲間がいない親などを児童館に呼び込むための広報活動に努める。

(8) 子育てサークルへの支援を推進する。 — 場の提供と側面的支援

(9) 中高生による乳幼児とのふれあい体験を通して、育児への理解・関心を広げる。

(10) 常に開かれた「子育て相談」の場にしていく。

～不登校、気になる子ども、友人関係、家族の問題等々

(11) 広報の一つとして、その日の児童館の行事をボードに書いて外に出し、初めての方も利用できるきっかけを作る。

5、地域交流推進

1. 地域交流推進にあたっての理念及び基本方針

宮城野地区にある児童館として、その存在を地域に周知していくことを続けて努力していきます。

子どもは、親や地域に「育てられる」と同時に、子ども自らが「育つ」力を持っているものです。このことを地域の方々に理解していただけるよう、常に門戸を開き、敷居の高くない誰からも親しまれ愛される児童館づくりに努めていきます。その中でも積極的に小・中 学校・高等学校や幼稚園・保育所（所）との交流連携、情報交換を進めます。また行事にも参加していきます。同時に児童館への来館を呼びかけ、行事への参画をも進めていきます。町内会等との交流も模索しながら、児童館活動の周知理解を図ってきます。地域の力が児童館に反映されるように地域ボランティア募集に努めます。又他児童館との連携も深めます。

さらに、地域目線で子どもたちを見守るという視点から、「地域見守り隊」の方、民生委員・児童委員や町内会、さらに児童クラブ保護者の情報交換等で子どもたちのことを通して、地域交流推進を図っていきます。

地域の各専門機関関係者で構成する「児童館運営懇談会」を開催し、建設的なご意見を反映させる事業を展開させていきます。

(1) 児童館と宮城野地域との連携事業の具体的な提案

- ① 地域の学校・保育園・幼稚園との協力連携・交流に努めます。
- ② 連合町内会との交流・連携を図り、地域行事や地区子ども会などと児童館行事との協力の可能性を探ります。
- ③ 児童館行事を支援する地域の力をボランティアとして発掘していきます。
- ④ 仙台工業高校による演奏会を企画する。他に仙台工業高校各専門科の出前出張講座の依頼をします。
- ⑤ 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設、ケアハウス等）を訪問し、子どもたちとの交流を図ります。
- ⑥ 新入学児童について地域の幼稚園・保育園との連絡会を年1回持ち子どもの理解を深める。同時に園の活動見学を行い、連携を深める。
- ⑦ 東宮城野児童館に運営懇談会に参加してもらい、情報交換をすすめ、共同の取り組みにつながるようにします。随時の連絡を取り合います。

(2) 地域のボランティアの発掘に努め、各種クラブ活動への参画拡大の呼びかけPRを続けます。地域の人材による児童館運営への積極的な係わりを図っていきます。

- ① 『こども映画館』では毎月1回、誰でも参加できる映画上映会を開催してきます。
- ② 児童館として、地域の方を館の行事に招待する機会を作ります。
- ③ ボランティアさん提案の図工教室やピアノ遊びなど継続し、広がっていきます。

6. 放課後児童健全事業

(1) 放課後児童健全事業に対する考え方及び内容

保護者が就労等で放課後家庭が留守になる子どもたちの居場所として、「児童クラブ」が果たす役割の重要性に応じていけるよう、安全・安心・快適な「生活の場」を保障していきます。

①4 登録承認児童総数 141名 <不承認なし>

1年—39名／要支援児 0名

2年—47名／要支援児 0名

3年—29名／要支援児 3名

4年—22名／要支援児 0名

5年—4名／要支援児 1名

※延長利用者数 43名<1年；17名 2年；14名 3年；10名 4年；6名
5年；0名>

②サテライト室（第2児童クラブ一分室）と本館クラス分けで対応

大規模児童クラブ対応として、宮城野小学校教室に増設するサテライト（分室）として第二児童クラブを昨年度に引き続き開設するとともに、今年度も130名を超える申込みがあり、本館のクラス分けを行い、希望者全員を受け入れます。

分室と本館との交流を密にして、子どもたちに満足感を満たせるよう工夫をしていきます。

長期休みにも分室を開設し、子どもの遊びスペースを確保し、職員の目が届きやすくします。それに伴い分室の遊具の充実を図ります。

③保護者・学校との連携を密にしていきます。

④ 障害のある要支援児童は、全員入会承認。

健常児との共生の大切さが伝わる日常の活動生活を推進していきます。また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等で悩む子どもたちへの相談、支援にも努力していきます。

又職員の特別支援についての研修を深め、登録している児童については継続的に支援のあり方を話し合う。

⑤ 遊びの充実

- ・外遊びの機会をできるだけ増やす。
- ・小学生遊具の点検・補充を滞りなく進める。遊具の情報を集め、新規の購入を検討する。
- 雨の日限定の遊具なども考える。
- ・スポーツを盛んにする行事に取り組む。

- ・職員の遊びの技能を高める。

(2) 保護者、学校、留守家庭児童会等との連携の考え方及び内容

保護者の我が子を預ける不安は大きく、その期待度は高いものがあります。安心して放課後を任せるには、児童館職員及び児童館運営に対する親との信頼関係が不可欠です。そのためにも、児童館が地域の中で、信頼され親しまれる子育て支援の拠点でなければならないと思います。

【保護者との連携】

- ・「連絡ノート」を活用し、保護者との連絡連携を密にしています。
- ・年3回程度の児童館主催の保護者会を持ち、子どもの活動の様子をしてもらい児童クラブ運営の問題点や改善策を考えていきます。
- ・児童クラブだよりを毎月発行し、活動の様子を伝えます。
- ・「保護者会」の結成を呼びかけます。組織されたときは、会員の総意で「保護者会」を運営します。保護者会の内容充実を図り、準備を遺漏なく行います。
- ・171災害用伝言ダイヤルの利用方法を保護者に知らせ、利用訓練も行います。

【学校との連携】

- ・相互に、児童クラブ関係の窓口を決めて、子どもの様子や互いの行事等の情報交換を密にします。また担任をはじめ、関係学校職員との話し合いの場を持ち、子ども一人ひとりについての情報交換をし、子ども理解を図ります。

【保護者の要望・願いを受け止めながら】

- ・保護者の声を受け止める姿勢を保ち、可能な限り、実現していくよう努めていきます。

(3) 要支援児童等、支援を要する児童の利用に対する考え方

障がい児の放課後の居場所が少なく、閉じこもりや孤立が社会問題となっ
ています。児童館は、障害を持つ子どもたちも健常児も一緒に集まり、遊びあう
ところ。本児童館は障がい児に、常に門戸を開いています。障がい児と健常児
との遊びの交流は、互いの感化、学びあいを通して、人間的成長を促し
ます。

障がい児をごく自然に受け入れる児童館は、館内に温かい風がゆったりと
流れます。障がい児受け入れ歓迎を地域に情報発信し、児童館を拠点とし
て、地域での障がい児とその家族の支え合いを目指していきます。

また、バリアフリーへの配慮、虐待、不登校、はみ出し、引きこもり等
で悩む子どもたちへの相談、支援にも力を注いでいきます。

7、事故防止・防犯・防災対策について

1. 事故防止・防犯・防災に対する考え方及び内容

児童館は、何よりも安全・安心の施設でなければなりません。第一に、利用者全員の生命を預かるという使命感を忘れてはなりません。次に、不審者から守るという任務も担うこととなります。ですから、さまざまな犯罪や事件が起こらない手立てを講じなければなりません。また、実際的な防災計画の策定、日常の訓練の実施、非常事態への落ち着いた適切な対応が求められます。それぞれを想定した備えと訓練こそが重要であると考えます。

【事故防止、防犯、防災に対する考え方と対応方法】

利用者の生命を預かる使命感に徹し、安全、安心の場に努める。また、不審者等から守る任務も常に念頭に入れていきます。

常時、安全点検に努め(毎日点検表記載)、毎月1日を施設設備・遊具の安全点検、年2回は、防災訓練を警備保障会社、消防署、警察署と連携をとりながら実施します。

月1回の防災訓練をつみ重ね、反省を次回に活かしていきます。

特に不審者対策をかねて、来館者には職員が先に声かけをするように努めます。また、午後6時以降は自動ドアの電源を切り、チャイムを合図に職員がドアを開けるようにします。他防防犯用具を整備します。

- (1) 利用者の事故の防止
- (2) 職員の事故の防止
- (3) 危機管理マニュアル策定

【事故、災害、緊急時への対応体制】

- (1) 非常事態に備えた職員組織体制
- (2) 指揮・連絡系統図、職員分担図、災害時対応のフローチャート等の作成
- (3) ヒヤリハット集(アクシデント事例)を作成し、事故の再発防止に努める。
- (4) 子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る。

2. 事故・災害・緊急時への対応体制等

【非常事態に備えた職員組織体制の確立】

- (1) 来館者の生命安全を第一に、110番、119番への連絡を念頭におく。
- (2) 館内緊急放送及び直接指示による迅速、沈着、整然とした避難、処置の的確な対処、対応を行う。
- (3) 関係機関への速やかで正確な情報連絡を行う。
- (4) 具体的な防災計画書を作成し、その周知徹底のための、館内研修、及び定期的な防災訓練を実施する。

- (5) 消防署、警察署、保健所、防犯協会、交通安全協会等との館内研修会を実施する。
- (6) 地域の指定避難箇所の周知確認と点検をする。
- (7) 館内の安全点検と安全な遊び、活動の指導と呼びかけ啓蒙をしていく。
- (8) 警備会社、最寄りの交番との連携を常時図っておく。
- (9) AEDを設置し救命講習を受講する。

【指揮・連絡系統図と分担、防災マニュアル、災害時対応のフローチャートの作成】

- (1) 館長が指揮をとる。
- (2) 職員は、各自の分担職務にあたる。
- (3) 来館者の人数確認と掌握。
- (4) 重要書類・緊急持ち出しを的確に行う。
- (5) 怪我、病気等への対応マニュアルを徹底する。
- (6) 保護者への確実な連絡と指示を行う。

【子どもたち及び来館者への日ごろの教育、啓蒙を図る】

3. 利用者の衛生管理についての考え方及び内容

児童館における安全安心の維持管理に加えて、衛生管理の重要性にも配慮します。

児童館の衛生状態が原因で、通院治療が必要となったというようなケースが出てこないためにも、館内外の衛生管理状態を把握して、常に良好な状態の保持に努めます。また、保護者への保健衛生に対する啓蒙（子どもへの指導、しつけ、生活習慣の改善等）をしていきます。

- (1) 子どもたちの衛生状態、衛生管理（特に感染症）について、保健所の指導を受け、館内研修の実施等、職員の意識向上と適切な衛生指導、管理の徹底を行います。
 - ① 正しい手足洗いの励行、水飲み場、足洗い場の衛生管理とうがいの励行、各手洗い場にはペーパータオルを設置しています。
 - ② トイレの正しい使用と衛生管理
 - ③ 飲食時の衛生指導—食物アレルギー等の留意
 - ④ハンカチ、ちり紙の所持、清潔な衣類の着用、清潔な頭髪と爪等の呼びかけと指導
 - ⑤ 感染症（新型インフルエンザ等）については、予防・発症後対応マニュアルの下に対応します。消毒用には、液体石けんやピューラックス消毒液を常備し利用を呼びかけます。利用者の多い小学校区で感染症が流行の場合は、児童館掲示板などで利用者へ知らせます。
 - ⑥ 夏の熱中症対策として熱中小計を活用し、危険な場合は外遊びを制限します。遊戯室の気温上を防ぐ対策をとります。
- (2) 館内外の清掃の徹底を実施していきます。
 - 毎日の清掃と年に2回の全館清掃を業者に委託

8、施設の維持管理について

1. 施設の管理全般に対する考え方及び内容

- (1) 警備保障会社(セコム)と業務委託をし、夜間・休館日の施設管理をお願いします。
- (2) 組織図に基づいた指揮系統の下に、管理に係る問題が生じた時は、仙台市ならびに関係諸機関に相談連携し、迅速に対応します。
- (3) 常に安全に留意し、不具合が生じた時、直ちに担当業者に連絡して適切な対応を要請しています。

2. 施設の維持管理に係る個別事業の考え方及び内容

- (1) 開館日毎日の清掃は、業者(明光ビルサービス)に業務委託します。
また年2回の定期清掃で窓掃除(窓ガラス・網戸)と床のワックスがけ清掃を実施します。
- (2) 自動ドアや消火設備点検も業務委託します。
- (3) 館の敷地内の花木の手入れに努め、毎年業者に害虫駆除を依頼しています。

3. ごみ減量やエネルギー削減等環境に対する配慮

- (1) 市環境行動計画の周知徹底に努め、節電・省エネ・節水等身近なことから実践します。ごみ発生抑制については、数値目標を明確にして、取り組んでいきます。
- (2) 児童館利用者自ら電気や水を節約できるように、子どもたち・大人たちとごみや環境に関する取り組みを行います。
- (3) 利用者に工作材料としての牛乳パック・ペットボトルなど廃材の寄贈の呼び掛けを続けます。
- (4) 有機性廃棄物リサイクルとして生まれ変わった堆肥を積極的に使用しての花壇づくり、プランターでの野菜づくりを続けます。
- (5) 紙のリサイクル
 - ・児童クラブ室に紙のリサイクルボックスを置き紙のリサイクルを子どもとともに進めます。
 - ・お茶タイムではコップ持参を勧め、紙コップの使用を減らします。これを「エコ作戦」と名づけ、視覚的にごみの減量がわかるようにします。
- (6) 用紙・ダンボールは営業用ごみとせず、地域の製紙業者に運んでリサイクルに生かします。
- (7) 営業ごみは量を記録し、袋の数と重量を数量化します。